

# 令和2年度施策の事前分析表

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2 (IV-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること(施策目標IV-1-1) 基本目標IV:非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標1:男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、女性の活躍推進、仕事と家庭の両立支援等を推進すること	担当 部局名	雇用環境・均等局 子ども家庭局 政策統括官(統計・情報政策、政策評価担当)付世帯統計室	作成責任者名	雇用環境・均等局総務課長 田中 仁志 雇用機会均等課長 渡辺 正道 職業生活両立課長 佐藤 俊 在宅労働課長 宮下 雅行 子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室長 上井 正純 政策統括官(統計・情報政策担当)付世帯統計官 細井 俊明
施策の概要	<p>【男女労働者の均等な機会と待遇の確保やハラスメント対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働者が性別により差別されることがなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。)に沿った男女均等取扱いがされるよう周知徹底するとともに、法違反が認められる企業に対しては、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、迅速かつ厳正な指導を行っている。男女雇用機会均等の確保に係る法令の履行を確保し、男女が能力を発揮するための就業環境の整備すること。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>労働施策総合推進法や男女雇用機会均等法が改正され事業主のパワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務が、大企業について6月1日より適用され、またセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても、全ての企業において労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談をしたこと等を理由とする事業主による不利益取扱いを禁止するなど、ハラスメント対策が強化されたことから、事業主向けの説明会の開催を始めとする様々な機会を通じて、改正法や指針の内容等の周知徹底を図る。中小企業については令和4年4月1日のパワハラ防止措置の義務化に対応するよう、改正法及び指針の内容等の周知や個別企業へのコンサルティング等の支援事業を実施する。</li> <li>職場におけるハラスメントに関する相談については労働施策総合推進法等に基づく紛争解決援助制度を活用し、迅速・丁寧な対応を行い、法令違反が疑われる事案を把握した場合は、積極的に報告徴収等・是正指導等を行う。併せて、フリーダイヤルやメールによる職場のハラスメント被害者からの相談事業を実施する。</li> <li>さらに職場におけるハラスメントの撲滅の気運の向上を目的として「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)にポスターや啓発動画などを用いた集中的な広報や特別相談窓口の設置等の取組を実施する。</li> <li>このほか、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊娠中の労働者に有給の休暇制度を設けて取得させる事業主を支援する助成制度を創設している。</li> </ul>				
	<p>【女性の活躍推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)に基づき、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)(1)を踏まえた行動計画の策定・社内周知・公表、(3)行動計画を策定した旨の都道府県労働局への届出、(4)自社の女性の活躍に関する情報の公表等が義務付けられている常用労働者数301人以上の一般事業主(国及び地方公共団体以外の事業主をいう。)に対し、必要な助言を行うこと等により、女性活躍推進法に基づく取組の実効性確保を図っている(常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業は努力義務)。</li> <li>また、行動計画の届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣の認定(「えるぼし」認定)を受けることができる。認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品等に付することができる。認定のメリットも含め広く周知し、認定申請に向けた取組促進を図る。</li> <li>さらに、令和元年5月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号。以下「女性活躍推進法等の一部改正法」という。)が成立し、今後、以下のような取組みを実施することとしている<sup>※1</sup>。 (1)一般事業主のうち、一般事業主行動計画の策定及び届出が義務付けられる事業主の範囲について、常用労働者301人以上から101人以上の事業主に拡大する (2)女性活躍に関する情報公表の強化及びその履行確保のため、情報公表義務の対象を101人以上の事業主に拡大する。また、301人以上の事業主については、現在1項目以上の公表を求めている情報公開項目を「①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供」、「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備」に区分し、各区分から1項目以上公表することとする。併せて、情報公表に関する勧告に従わなかった場合に企業名公表ができることとする (3)特に女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度(プラチナえるぼし)の創設</li> </ul> <p>※1 義務の対象拡大に伴う事項は令和4年4月1日施行。それ以外は令和2年6月1日施行。</p>				
	<p>【仕事と家庭の両立支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>育児・介護を行う労働者が仕事と家庭を両立しやすい就業環境を整備すること。例えば、育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する施行規則(平成3年労働省令第25号)」等が令和元年12月に改正され、令和3年1月1日から、子の看護休暇・介護休暇について、全ての労働者が、時間単位で取得できるようになる。</li> <li>このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援(小学校休業等対応助成金等)を行っている。</li> </ul>				

施策実現のための背景・課題	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>近年、職場のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントは社会問題として顕在化している。平成30年度における都道府県労働局に寄せられた労働関係のトラブルの相談状況は、職場のいじめ・嫌がらせの相談が82,797件と過去最高となり、他の相談の中でも7年連続で最も多く、セクシュアルハラスメントに関する相談も7,639件と高止まりしている状況にある。また、セクシュアルハラスメントの防止措置に取り組んでいる企業(10人以上)は64.3%にとどまっている。このほか、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する相談も4,507件とセクシュアルハラスメントに関する相談に次いで多い状況にある。</li> <li>いわゆる「M字カーブ」は改善しつつあるが、就業を希望する女性の数は2018年で約237万人にのぼる。</li> <li>そのため、労働者が性別により差別されることなく、ハラスメント防止対策等に取り組むことにより男女がともにその能力を十分に発揮することができる職場環境を整備するとともに、女性の活躍を一層促進するため、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていくことが課題となっている。</li> </ul>
	2	<p>女性の労働力率と潜在的労働力率(※)の差は大きく、就業を希望する女性の数は2019年で約231万人にのぼることから、働きたい女性が仕事と子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮できるようにすることが必要である。そのため、働きながら育児・介護を行う労働者が、仕事と家庭を両立しやすい就業環境の整備が課題となっている。</p> <p>※ 潜在的労働力率＝就業者数＋失業者数＋就業希望数/人口(15歳以上)</p>
	3	育児や介護等により働く場所や時間に制約のある者にとって、在宅就業は仕事と生活の調和を図りやすい働き方である一方で、報酬面のトラブル等が見られる。

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
目標1 男女雇用機会均等法等の履行確保により労働者が性別により差別されることなく、また働く女性が母性を尊重され、併せてハラスメントのない職場を整備することによりその能力を十分に発揮できる職場づくりを目指すとともに、女性の活躍推進を図る。	(課題1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>性別を理由とする差別的取扱いや職場におけるハラスメントは、働く人の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに職場環境の悪化にもつながることから、働く人が能力を十分に発揮することができるよう、これを防止していくことが重要である。</li> <li>女性の活躍を推進するためには、男女雇用機会均等法に定められた性差別の禁止をはじめとする規定の確実な履行確保を図るとともに、各企業における女性活躍推進法に基づく取組の実効性を高めていく必要があるため。</li> </ul>
目標2 仕事と家庭を両立しやすい職場環境を整備する企業の取組を推進するとともに、男性による育児を促進する社会的気運の醸成を図る。	(課題2)	仕事と家庭を両立しやすい職場環境の整備により、出産・育児を経た女性の継続就業を支援するとともに、男性の育児参画を促進する社会的気運の醸成を図り、男性による育児が当たり前の世の中をつくることで、男女がともに仕事と家庭の両立を可能とする社会づくりを推進する必要があるため。
目標3 在宅就業を良好な就業形態とするための環境整備	(課題3)	育児や介護等により働く場所や時間に制約のある者にとって、仕事と生活の調和を図りやすい働き方である在宅就業について、その就業環境を良好なものとする必要があるため。

達成目標1について										
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 男女雇用機会均等法に基づき、事業主に対し都道府県労働局が実施した行政指導の是正割合(年度内)(アウトカム)	-	-	90%以上	毎年度	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	男女雇用機会均等法の履行確保の徹底のため、法違反に対する都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の行政指導を受けて、事業主が是正を行うことにより、男女労働者の均等な機会と待遇の確保が可能となることから、指標として選定した。目標値については、是正までに要する一定程度の期間を踏まえて、年度内の是正割合を設定した。(平成30年度における是正指導件数16,500件) (参考)平成27年度実績:98.7%、平成28年度実績:97.4%
2 常用労働者数300人以下の事業主の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届届出件数(アウトカム)	-	-	-	-	4,000社以上	6,000社以上	7,500社以上	13,000社以上	-	労働者の6割以上が一般事業主行動計画の策定が努力義務である300人以下の事業主(中小企業)において雇用されているため、女性活躍推進法に基づく行動計画の策定等がなされることは、企業の女性活躍推進に向けた雇用管理改善に寄与することから指標として選定した。令和2年度以降の目標値は、令和4年4月1日に改正女性活躍推進法の施行により、一般事業主行動計画の策定義務が101人以上の事業主に適用拡大されることから、直近の実績を踏まえつつ、本年度中に新たに義務化される企業(約32,000社)の3割程度の達成を見込んだ目標値とした。 (参考)平成28年度実績:2,788社
3 「女性の活躍推進企業データベース」への年間アクセス件数(アウトプット)	237,938件	平成29年度	年間250,000件	毎年度	-	-	250,000件	前年度(296,852件)以上	前年度以上	「女性の活躍推進企業データベース」については、企業の女性活躍の状況に関する情報や行動計画を公表できる場として提供しており、それにより、学生や求職者等が効率的に企業情報を収集し、企業選択に資することも目的としている。「女性の活躍推進企業データベース」が適切に運用され、多くの企業や求職者が閲覧し、活用されていることの効果を検証するため、アクセス件数を指標として選定した。目標値については、これまでのアクセス件数の実績から設定した。 (参考)平成28年度実績:287,695件
4 事業主向け説明会の開催件数(アウトプット)	-	-	100回	令和2年度	-	-	-	100回	-	女性活躍推進法等の一部改正法の周知を図るため設定した。全国各所で開催することとし100回を目標とする。47都道府県で各2回以上の開催を目標とし設定した。
5 第1子出産前後の女性の継続就業率(アウトカム)	53.1%	平成27年	55.0%	令和2年度	-	-	-	55.0%	-	女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できることに資するため、指標として設定した。 なお、同様の指標は、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)や成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)においても定められており、目標値については、これらの計画で設定している水準を設定した。

(参考) 指標		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
6	都道府県労働局におけるセクシュアルハラスメントの相談件数	6,808件	7,639件	7,323件			セクシュアルハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。
7	都道府県労働局におけるパワーハラスメントの相談件数	-	-	-			パワーハラスメントの相談件数自体は目標値を定める性質ではないものの、相談件数の推移を見ることは現状把握に資するため、参考指標として設定している。
達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	ポジティブアクション周知啓発事業(平成19年度)	4.2億円 (3.5億円)	10.4億円 (4.9億円)	12.1億円	1,2	・法の周知徹底や企業の取組促進のために説明会の開催、「職場のハラスメント撲滅月間」(12月)の実施やポータルサイト等を利用した広報を行う。 ・中小企業に対し個別訪問によるコンサルティングによって支援を行うとともに、フリーダイヤルやメールによるハラスメント被害者等からの相談事業を実施。	430
(2)	女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業(平成22年度) ※平成27年度以前は「ポジティブ・アクション推進戦略等事業」	1.45億円 (1.45億円)	1.7億円 (1.7億円)	1.7億円	2	労働者の6割以上が雇用されている中小企業に対し、企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約し情報提供を行うことで、女性の活躍推進の取組を加速化させることに寄与する。 女性も活躍できる企業ほど「選ばれる」社会環境を作りだし、企業における女性活躍推進の取組を加速化させることによって、性別にかかわらず男女ともが活躍できる職場環境の整備に寄与する。	488
(3)	雇用均等行政情報化推進経費(平成11年度)	2.1億 (1.4億)	3.1億円 (2.3億円)	13.4億円	1	端末やグループウェア機能等を提供する「労働局共働支援システム」のサービスを利用するとともに、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)の職員が男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法等に基づく相談対応、行政指導の記録や事業場の基本情報等についてデータベース管理を行う「事業場台帳管理システム」を運用する。 職場における男女差別、セクシュアルハラスメント、働く女性の母性健康管理、仕事と育児・介護の両立の問題などを中心に、雇用均等行政における行政需要が急速に増加する中で、迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用環境・均等部(室)における各種業務処理の効率化及び相談・指導業務の高度化を図ることに寄与する。	431
(4)	両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)(平成27年度)	2.4億円 (0.4億)	2.3億円 (0.2億円)	2.0億円	2	女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した中小企業事業主に助成金を支給することにより事業主の取組を促し、女性の活躍推進に寄与する。	490
(5)	女性就業支援全国展開事業(平成23年度)	0.8億円 (0.8億円)	0.8億円 (0.7億円)	0.8億円	—	全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的、効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、相談対応や講師派遣など女性関連施設等に対する支援事業を実施する。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境の整備に寄与する。	432
(6)	女性就業支援全国展開事業(土地建物借料等)(平成23年度)	0.8億円 (0.5億円)	0.8億円 (0.5億円)	0.8億円	—	「女性就業支援全国展開事業」に資するための土地使用料及び建物保守経費。 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境整備に寄与し、労働者が安心して働くことができる職場づくりの推進につながる。	433
(7)	中小企業のための女性活躍推進事業(平成28年度)	2.7億 (2.1億)	2.6億円 (1.9億円)	3.0億円	2	委託事業者において「女性活躍推進センター」を設置し、中小企業による行動計画策定等を支援するため「女性活躍推進アドバイザー」による説明会開催や個別企業訪問等による相談援助を実施する。中小企業に対するきめ細やかな支援を通じて中小企業の女性活躍推進の取組の加速化を図ることにより、女性の活躍推進に寄与する。	492
(8)	男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費(昭和12年度)	1.7億 (1.5億)	1.8億 (1.5億円)	2.0億円	—	男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を推進するために必要な事務的経費である。	481
(9)	職場におけるダイバーシティ推進事業(令和元年度)	-	25百万円 (18百万円)	15百万円		職場における性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するため、性的指向・性自認に関する企業の取り組み事例等の調査を踏まえ、性的指向・性自認に関する職場環境の在り方について検討する。	499
(10)	雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおける多言語化の推進(令和2年度)	-	-	26百万円	1	都道府県労働局雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて、14カ国語の電話通訳に対応した「多言語コンタクトセンター」の設置及び運営を行うとともに、外国人労働者に対する簡易な案内、制度の一般的な説明等に活用するため、雇用環境・均等部(室)に多言語音声翻訳システム(アプリ)を搭載した端末を設置する。 これにより、雇用環境・均等部(室)及び総合労働相談コーナーにおいて多言語コンタクトセンター等を活用し、外国人労働者に対して労働問題に関する相談、関係法令の情報提供を円滑に行うことで、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルの予防及び迅速な解決に寄与する。	新02-049
(11)	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金(令和2年度)	-	-	89.9億円	—	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により医師等の指導を受け、休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者が、離職することなく、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境の整備を図るとともに、妊娠中の女性労働者への感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金を支給する。	新02-056

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値							
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
8 男性の育児休業取得率 (アウトカム)	-	-	13%	令和2年度	前年度 (3.16%)以上	-	-	13%	-	「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定)」、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」、「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)」に基づき設定。 (参考)平成27年度実績:2.65%、平成28年度実績:3.16%
⑨ 次世代認定マーク(くるみん)取得企業数 (アウトカム)	-	-	3,000社	令和2年度	-	-	-	3,000社	-	「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和元年12月20日閣議決定)」、「少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)」に基づき設定。 次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けられる。認定を受けた企業は「くるみんマーク」を求人広告や商品に使用することができる。 (参考)平成27年度実績:2,484社、平成28年度実績:2,695社
10 第1子出産前後の女性の継続就業率 (アウトカム)(再掲)	53.1%	平成27年	55.0%	令和2年度	-	-	-	55.0%	-	女性の出産後のキャリアの継続を可能にし、働きたい女性が仕事と子育ての二者択一を迫られることなく、その能力を十分に発揮できることに資するため、指標として設定した。 なお、同様の指標は、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)や成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)においても定められており、目標値については、これらの計画で設定している水準を設定した。

達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(12)	安心して働き続けられる職場環境整備推進事業 (平成19年度)	0.4億円 (0.2億円)	0.4億円 (0.3億円)	0.4億円	8.9.10	育児休業、介護休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法律に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るための相談・指導等を行う。 育児・介護休業法に基づく指導等を実施することにより、企業の雇用管理改善が図られることから、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることから、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	484
(13)	男性の育児休業取得促進事業 (平成20年度)	0.7億円 (0.5億円)	0.9億円 (0.6億円)	1.0億円	8.9.10	表彰やセミナーの実施、参加型の公式サイトなどを通じて、企業及び個人に対し仕事と育児の両立に関する情報・好事例等を提供し、男性の仕事と育児の両立の促進を図るとともに、男性の育児休業取得に関する社会的な気運の醸成を図る。 男性の育児休業取得を促進することにより、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	486
(14)	両立支援に関する雇用管理改善事業 (平成23年度)	8.0億円 (7.2億円)	8.4億円 (8.0億円)	8.6億円	8.9.10	両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、支援等を行う。また、労働者の仕事と介護の両立支援等により継続就業を促進する。 仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることから、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	489
(15)	両立支援等助成金(事業所内保育施設コース) (平成21年度)	16.9億円 (11.6億円)	12.6億円 (9.7億円)	10.6億円	8.9.10	労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築を行う事業主・事業主団体であって、一定の要件を満たしたのものに対して、その費用の一部を助成するものである。 【設置費】大企業・・・1/3、中小企業・・・2/3 【増築費】大企業・・・1/3、中小企業・・・1/2 【運営費】10年間支給 大企業・・・現員1人当たり34万円(年額) 中小企業・・・現員1人当たり45万円(年額) ※企業主導型保育事業の開始に伴い、平成28年度から新規受付を停止している。  仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることから、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。	483

(16)	両立支援等助成金(育児休業等支援コース) (平成29年度)	24.8億円 (20.7億円)	24.4億円 (24.2億円)	34.5億円	8.9.10	<p>①育児取得時、②職場復帰時 「育児復帰支援プラン」を策定し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主に対し一定額を支給する。 ＜職場支援加算＞ 育児休業取得者の代替要員の雇用等を行わずに、以前から雇用する従業員が対象労働者の業務をカバーをした場合に一定額を加算して支給する。 ③代替要員確保時 育児休業取得者が、育児休業終了後、原則として原職等に復帰する旨の取扱を就業規則等に規定した上で育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に一定額を支給する。 ＜有期契約労働者加算＞ 育児休業取得者が有期契約労働者の場合に一定額を加算して支給する。 ④職場復帰後支援 育児休業からの復帰後、仕事と育児の両立が特に困難な時期にある労働者を支援するため、法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に対し一定額を支給する。</p> <p>仕事と家庭を両立しやすい環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなること、育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。</p>	494
(17)	両立支援等助成金(出生時両立支援コース) (平成28年度)	36.4億円 (26.1億円)	35.9億円 (30.1億円)	65.4億円	8.9.10	<p>男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に対し一定額を支給する。 ＜個別支援加算＞ 男性労働者の育児休業取得前に個別面談等育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合に一定額を加算して支給する。</p> <p>男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を利用させた事業主を支援することにより、国の目標である男性育児休業取得率の達成に寄与するとともに、仕事と家庭の両立支援に資する。</p> <p>また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。</p>	491
(18)	助成金支給等に係る経費 (平成23年度)	9.7億円 (6.4億円)	10.9億円 (7.3億円)	12.1億円	8.9.10	<p>両立支援等助成金(事業所内保育施設コース、出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース、再雇用者評価処遇コース、女性活躍加速化コース)の支給のために必要な経費であり、両立支援等助成金を支給することにより、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備等に取り組む事業主の取組に寄与する。</p>	480
(19)	安心して働き続けられる職場環境調査研究事業 (平成6年度)	0.1億円 (0.08億円)	0.1億円 (0.08億円)	0.1億円	8.9.10	<p>育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査にあたって有識者等から構成する検討会を設置し調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。 育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する調査研究を行い、調査結果を施策に反映させること等で、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなることによる育児休業取得率の施策目標達成に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境が整備されることで、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。</p>	485
(20)	両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース) (平成29年度)	153.3億円 (4百万円)	91.5億円 (4百万円)	4億円	8.9.10	<p>妊娠、出産、育児、介護又は配偶者の転勤等を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、退職前の勤務について評価する再雇用制度を導入し、希望する者を再雇用した事業主に一定額を支給する。</p> <p>育児や介護等を理由とした退職者の再雇用支援により、仕事と家庭の両立支援の推進に寄与する。 また、仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに育児休業等を取得しやすくなるとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の実施が促されることから、認定企業数の増加にも寄与する。</p>	495
(21)	両立支援等助成金(介護離職防止支援コース) (平成28年度)	6.4億円 (0.3億円)	3.5億円 (0.7億円)	3.8億円	8.9.10	<p>「介護支援プラン」を策定し、プランに沿って対象労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組む中小企業事業主、または介護両立支援制度の利用者が生じた中小企業事業主に一定額を支給する。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、特別な有給休暇を労働者に取得させた中小企業事業主に一定額を支給する。</p> <p>仕事と家庭を両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援し、その取組を促進することにより、労働者が男女ともに介護休業や育児休業を取得しやすくなり、仕事と家庭の両立支援の推進に寄与する。</p>	493
(22)	縦断調査費(出生児縦断調査コーホートB) (平成22年度)	0.3億円 (0.7億円の内数)	0.4億円 (0.8億円の内数)	0.4億円	-	<p>平成22年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等の厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とする。</p>	942
(23)	新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応事業 (令和元年度)	-	1,330億円 (1.5億円)	1,860億円	-	<p>新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により、子どもの世話をを行うことが必要となった労働者等に対し、有給休暇を取得させた事業主又は個人で委託を受けて仕事をする者に対して助成金・支援金を支給する。 また、当該制度に係る相談を受け付けるコールセンターを運営するとともに、申請書の受付及び一次審査を行う受付センターを運営することにより、相談体制及び支給体制整備を図る。</p>	614

達成目標3について												
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値									
			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度					
⑪ 自営型テレワークガイドライン周知セミナー受講者のうち「役に立った」と回答した者の割合(アウトカム)	-	-	85%以上	毎年度	-	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」の周知セミナーの有効度合いを測るため。目標値については類似の事業の実績を踏まえ設定。	
12 在宅就業者支援サイト「Home Worker's Web」のアクセス件数(アウトプット)	442,536件	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(442,536件)以上	前年度(493,028件)以上	前年度(276,709件)以上	前年度(429,334件)以上	前年度以上	前年度以上	在宅就業者支援サイトを通じた情報提供について、普及の度合いを測るため。目標値については直近の実績を踏まえ設定。(参考)平成27年度実績:402,724件、平成28年度実績:442,536件	
13 e-ラーニングの受講が「再就職に向けて役に立った」と回答した者の割合(アウトカム)	-	-	85%以上	毎年度	-	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	85%以上	在宅就業に必要なノウハウを学ぶことができるe-ラーニング(※)が、再就職に資するものであったかの度合いを測るため。目標値については類似の事業の実績を踏まえ設定。 ※e-ラーニング…これから自営型テレワーク(在宅就業)を始めたいと考えている未経験者や経験の浅い自営型テレワーカーを対象に、自営型テレワークを始めるに当たっての心構えや契約に当たっての注意事項などを学ぶことができる教材。厚生労働者が委託事業において作成し、ポータルサイト(ホームワーカーズウェブ)に掲載。	
達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度									
(24)	在宅就業者支援事業(平成12年度)	0.4億円(0.3億円)	0.2億円(0.1億円)	0.2億円	12,13	在宅就業者及び在宅就業を始めようとする者並びに在宅就業の仲介事業者や発注者を対象に、インターネット等を活用した在宅就業者及び発注者等への情報提供等を総合的に実施する。 上記により、在宅就業を良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。					487	
(25)	在宅就業者支援事業(平成19年度)	0.1億円(0億円)	0.1億円(0億円)	0億円	-	母子家庭等就業・自立支援事業の在宅就業推進事業について、自治体における事業の実施状況について事例を収集し、分析等を行うことにより、今後の在宅就業支援の在り方等を検討することを通じて、母子家庭の母等の就業支援の取組の促進と就業環境の整備を図る。					482	
(26)	柔軟な働き方(自営型テレワーク・雇用類似の働き方)に係る環境整備事業(平成30年度)	0.3億円(0.3億円)	0.5億円(0.5億円)	0.7億円	11	自営型テレワークの良好な環境整備のためのモニタリング及びガイドライン等の周知・啓発の実施や、雇用類似の働き方の者等から、発注企業との間のトラブル等についての相談を受けるなど、紛争解決のための援助等を行う。 上記により、在宅就業を良好な就業形態として確立するための環境整備に寄与する。					496	
(27)	多様な就業形態に関する実態調査(令和元年度)	-	11百万円(7百万円)	0百万円	-	雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、法的保護の必要性を含めた中長期的な検討を行うための実態把握を目的とした事業。 事業内容としては、自営型テレワークをはじめとする雇用類似の働き方全般(請負、自営等)に関する実態を把握するための調査を行うもの。					498	
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度			政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		28,074,615の内数 (9,175,822の内数)			21,840,869の内数 (10,406,326の内数)			17,416,390の内数				
施策方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
①「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 ②「仕事と生活の調和推進のための行動指針」 ③「少子化社会対策大綱」 ④「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」 ⑤「第4次男女共同参画基本計画」 ⑥「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ」 ⑦「ニッポン一億総活躍プラン」 ⑧「働き方改革実行計画」						①平成22年6月29日仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定 ②令和2年5月29日閣議決定 ③令和元年12月20日閣議決定 ④平成27年12月25日閣議決定 ⑤令和2年7月17日閣議決定 ⑥平成28年6月2日閣議決定 ⑦平成29年3月28日働き方改革実現会議決定			①ワーク・ライフ・バランスの実現に関する各種施策及び数値目標が掲げられている。 ②③女性の就業促進に関する数値目標及び各種施策が掲げられている。また、くみん取得企業(次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業)を2025年までに4,300社に増加させるという目標が掲げられている。 ④雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和に関する成果目標及び各種施策が掲げられている。 ⑤女性の活躍推進に係る成果目標及び各種施策が掲げられている。また男性育児休業取得率30%(2025年)が掲げられている。 ⑥女性の活躍推進及び非正規雇用労働者の待遇改善について掲げられている。また子育てや介護をしながら仕事を続けることができる環境の整備について掲げられている。 ⑦女性の活躍推進及び非正規雇用労働者の待遇改善に係る成果目標及び各種施策が掲げられている。また男性育児休業取得率13%(2020年)が掲げられている。			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(Ⅳ-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>長時間労働の抑制、年次有給休暇取得促進等により、ワーク・ライフ・バランスの観点から多様で柔軟な働き方を実現すること(施策目標Ⅳ-3-1) 基本目標Ⅳ:非正規雇用労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3:働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>労働基準局労働条件政策課 労働関係法課 雇用環境・均等局職業生活両立課 在宅労働課 有期・短時間労働課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>労働条件政策課長 黒澤 朗(長時間労働、年休、話し合いの機会、助成金、医療部分) 労働関係法課長 田村 雅(労働契約法部分) 職業生活両立課長 佐藤 俊(年休、話し合いの機会、特別な休暇制度、勤務間インターバル制度部分) 在宅労働課長 宮下 雅行(テレワーク部分) 有期・短時間労働課 牧野 利香(長時間労働) 雇用機会均等課 渡辺 正道(不妊治療と仕事の両立) 賃金福祉統計官 角井 伸一(年休、勤務間インターバル制度部分)</p>
--------------------------	---	-------------------	--	---------------	--

<p>施策の概要</p>	<p>労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場での労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 ICTを活用し、時間と場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークについて、企業に対する導入支援や気運の醸成等により普及促進を行い、労働者のワーク・ライフ・バランスの実現を図る。  このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。 ・ 特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対する助成金による支援 ・ テレワークを新規で導入する中小企業等に対する助成金による支援等</p>
--------------	--

<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1 近年の労働時間の状況は、週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合が高い水準で推移するとともに、年次有給休暇の取得率は5割程度で推移している状況であり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患にかかる労災認定件数は高い水準で推移しており、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進など働き方・休み方の見直しを一層促進することが重要である。 2 テレワークはワーク・ライフ・バランスの実現等に有効な柔軟な働き方であるが、労務管理が困難と言った理由から、その利用が十分に進んでおらず、更なる普及促進を図る必要がある。</p>
----------------------	---

	達成目標/課題との対応関係	達成目標の設定理由
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>目標1 長時間労働の抑制、勤務間インターバル制度の導入促進、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善を促進する。 (課題1)  目標2 適正な労務管理下における良質なテレワークを普及する。 (課題2)</p>	<p>長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあるため、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態がある。また、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するための勤務間インターバル制度について、その導入を促進することが重要である。 労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は5割程度で推移している。 特に配慮を必要とする労働者については、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要である。  テレワークは、ワーク・ライフ・バランスの実現に資する働き方である。一方で、労務管理が困難と言った課題もあることから、企業等において、適正な労務管理がなされたうえで良質なテレワークを普及させる必要がある。 こうした取り組みによって、柔軟な働き方がしやすい環境整備を進めることは、多様な人材の労働参加の促進にも寄与するものである。</p>

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準値	目標年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
<p>① 週労働時間60時間以上の雇用者の割合(アウトカム)</p>	<p>10.0%</p>	<p>平成20年度</p>	<p>5%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>5%</p>	<p>-</p>	<p>長時間労働は労働者の健康を損なうおそれがあり、その抑制を図る必要があるが、週60時間以上の長時間労働を行っている労働者の割合が高水準となっている実態があることから、その割合の削減を指標として設定している。なお、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を平成22年の10%から令和2年までに5割減とすることになっている。 (参考1)平成21年:9.2%、平成22年:9.4%、平成23年:9.3%、平成24年:9.1%、平成25年:8.8%、平成26年:8.5%、平成27年:8.2%、平成28年:7.7% 総務省「労働力調査」 URL: <a href="http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm">http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm</a> (参考2)週労働時間が40時間以上の雇用者のうち週労働時間が60時間以上の雇用者の占める割合 平成29年:12.1%、平成30年:11.6%、令和元年:10.9%</p>
<p>② 年次有給休暇取得率(アウトカム)</p>	<p>47.4%</p>	<p>平成20年度</p>	<p>70%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>70%</p>	<p>-</p>	<p>労働者が心身の疲労を回復させ、健康で充実した生活を送るためには、年次有給休暇の取得が必要不可欠であるが、年次有給休暇の取得率は5割程度で推移しているため、その取得率の向上を指標として設定している。なお、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、年次有給休暇の取得率を令和2年までに70%とすることになっている。 (参考)平成21年:47.1%、平成22年:48.1%、平成23年:49.3%、平成24年:47.1%、平成25年:48.8%、平成26年:47.6%、平成27年:48.7%、平成28年:49.4% ・厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html</a></p>
<p>③ 労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業の割合(アウトカム)</p>	<p>1.4%</p>	<p>平成29年度</p>	<p>10%</p>	<p>令和2年度</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>10%</p>	<p>-</p>	<p>勤務間インターバル制度は、労働者の生活時間や睡眠時間を確保するためのものであり、当該制度を企業が導入することは過労死防止の1つの方策となるが、その導入率が低水準となっているため、その導入率の向上を指標として設定している。なお、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、労働者30人以上の企業のうち、勤務間インターバル制度(就業規則又は労使協定等で定めているものに限る。)を導入している企業割合を令和2年までに10%とすることになっている。 ・厚生労働省「就労条件総合調査」 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/11-23.html</a></p>

4	労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている事業場の割合(アウトカム)	52.1%	平成21年度	100%	令和2年度	-	-	-	100%	-	労働時間等の設定の改善は、それぞれの労働者の抱える事情や企業経営の実態に基づいて行われるべきであり、労使間の話し合いの機会を整備することが重要であるため、指標として設定している。なお、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合を令和2年までに100%とすることになっている。 (参考)平成22年度:40.5%、平成23年度:46.3%、平成24年度:59.7%、平成25年度:60.6%、平成26年度:52.8%、平成27年度:55.4%、平成28年度:67.2% ・厚生労働省「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査
5	特別な休暇制度普及率(アウトカム)	61.4%	平成28年度	前年度以上	毎年度	前年度(61.4%)以上	前年度(59.6%)以上	前年度(71.6%)以上	前年度(80.7%)以上	前年度以上	労働時間等の設定の改善を図るに当たっては、労働者の健康と生活に係る多様な事情を考慮合わせることが重要だが、中でも特に配慮を必要とする労働者については、事業主が適切な措置を講じることが必要である。この配慮に当たっては、特別な休暇制度の導入等を促進していくことが重要であることから、その普及率の向上を目標として設定している。 (参考)平成24年度:56.6%、平成25年度:56.8%、平成26年度・平成27年度は未実施、平成28年度:61.4% ・厚生労働省「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査
6	労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合(アウトカム)	95.0%	毎年度	95%	毎年度	95%	95%	95%	95%	95%	ワークライフバランスの実現に向けた、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進に係る労使の自主的な取組を促すものとするためには、労使双方が労働時間や労働契約に関するルールを十分に理解して取り組むことが必要である。このための手段の一つとして、労働時間や労働契約等に関するルールについて、十分に理解していない中小企業や労働者を対象としたセミナー等の開催により、労働者・事業主等に対する労働関係法令の教育、情報提供等を行うこととしており、セミナー出席者の理解度を図る指標として、「労働契約法等関係法令の理解度が進んだと考える人の割合」を選定の上、95%以上という高水準の目標を設定した。 (参考)平成24年度:96.1%、平成25年度:97%、平成26年度:95.4%、平成27年度:96.9%、平成28年度:97.1% ※セミナー参加者のアンケート結果

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業(平成18年度)	4,593百万円 (2,114百万円)	7,665百万円 (9,362百万円)	8,658百万円	1~6	<p>① 働き方改革推進支援助成金(労働時間短縮・年休促進支援コース、勤務間インターバル導入コース、団体推進コース) 働き方改革の推進に取り組む中小企業を支援するため、「時間外労働等改善助成金」から「働き方改革推進支援助成金」に改称するとともに、「労働時間短縮・年休促進支援コース」を新設(※)し、労働時間の設定改善に向けて、時間外労働時間数の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備を行う中小企業事業主を支援する。 (※)時間外労働上限設定コース及び職場意識改善コースは令和元年度限りで廃止。</p> <p>② 働き方・休み方改善に向けた事業 事業主等が自ら働き方・休み方の現状を客観的に評価できる「働き方・休み方改善指標」や企業の好事例等を提供する「働き方・休み方改善ポータルサイト」の運営を行うとともに、時季を捉えた年次有給休暇の取得促進、仕事と生活の調和がとれた働き方普及のためのシンポジウムの開催、勤務間インターバル制度の導入促進に向けた導入マニュアルの作成や好事例の提供等を行う。</p> <p>③ 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業 病欠休暇やボランティア休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、企業が参考とする導入マニュアル等の作成や、休暇制度の導入状況等に関する調査等を行う。</p> <p>④ 不妊治療のための休暇制度等環境整備事業(※令和元年度より(3)「不妊治療のための休暇制度等環境整備事業」へ) 不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組む企業を支援する。</p> <p>⑤ 適切な労務管理のための労働契約等に関するルールの定着事業 平成20年3月1日より施行された労働契約法について、企業側に対する働きかけに加えて、専門家の活用等により、労働者に対する労働関係法令の教育、情報提供等のためのテキストの作成及びセミナーの開催を行う。</p> <p>⑥ 「働き方改革」に向けた周知・啓発事業 「働き方改革関連法」が順次施行される中、「働き方改革」の実現に向けて、労働法制の考え方や働き方改革に取り組むための改善事例、国の支援策等を広く周知・啓発していくことが必要であるため、①各地域の商工会議所・商工会・中央会に配属されている経営指導員等に対する、労務管理のあり方や労働関係助成金活用などに関するセミナーの開催、②中小企業・小規模事業者等が、働き方改革に取り組むに当たって、参考となる先進的な事例を収集の上、事例集・動画を作成・配布し横展開を図る。</p>	508
(2)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調査対策の推進(医療従事者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組)(平成24年度)	586百万円 (496百万円)	604百万円 (431百万円)	673百万円	1~3	<p>①医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施 勤務環境の改善に自主的に取り組む医療機関からの相談等に対してワンストップで対応できる支援体制として、医療法に基づき各都道府県に設置されている「医療勤務環境改善支援センター」(以下「勤改センター」という。)等において医療労務管理アドバイザーを配置し、医療機関からの労働時間管理を中心とする労務管理等に関する相談支援等を地域の関係団体と連携の上、円滑に実施する。 また、令和2年度からは、勤改センターの従来の役割である相談対応、医療機関の求めに応じた医療労務管理アドバイザーの派遣に加え、医療機関をより積極的に支援するため、プッシュ型(伴走型)の支援も新たに実施するなど、医療従事者の勤務環境改善に向けた取組を支援するとともに、医療勤務環境改善マネジメントシステムの周知の強化を行う。</p> <p>②医療勤務環境改善マネジメントシステム(以下「マネジメントシステム」という。))に基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究 マネジメントシステムに基づいた医療機関の取組事例の収集・分析等を行い、医療機関におけるマネジメントシステムの導入・活用の取組に対する支援の充実につなげる。</p> <p>③マネジメントシステムの普及促進 医療機関の管理者等がマネジメントシステムを活用して勤務環境の改善に向けた取組を行うことができるよう、マネジメントシステムの普及促進に向けたセミナーを開催する。 また、医療機関の勤務環境改善に関する好事例を収集・整理し、医療機関が勤務環境の改善に取り組む際に活用できるデータベースサイトを運営する。</p>	510
(3)	不妊治療のための休暇制度等環境整備事業(令和元年度)	-	20百万円 (11百万円)	23百万円	5	不妊治療のための休暇制度等の導入に取り組む企業を支援することにより、労働者のニーズに沿った多様な休暇制度等の普及を図る。	511
(4)	就労条件総合調査費(平成12年度)	19百万円 (18百万円)	19百万円 (18百万円)	28百万円	2、3	常用労働者30人以上の民間企業を調査対象として、主要産業における企業の労働時間制度及び賃金制度等を把握するため、公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 当該調査結果は、労働政策審議会の各種分科会、検討会、研究会等の基礎資料とされており、測定指標2及び3の測定に用いる。	396

達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値					
		基準年度		目標年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑦	テレワーク導入企業の割合(アウトカム)	11.50%	平成24年度	34.5%	令和2年度	前年度(13.3%)以上	前年度(13.9%)以上	前年度(19.1%)以上	34.5%	-	・ICT(情報通信技術)を活用し時間と場所を有効に活用できる柔軟な働きであるテレワークは、高齢者や障がい者などの社会参加の促進や子育て・介護のために休職を余儀なくされている女性など様々な働き方を希望する者の就業機会の創出と地域活性化等に資するとされており、その就業者数の拡大を指標として設定している。なお、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」において、令和2年には、テレワーク導入企業を平成24年度比で3倍とする、と目標が定められている。(2012年時点のテレワーク導入企業の割合は11.5%であり、2020年の目標値は34.5%) ・総務省「通信利用動向調査」 URL: <a href="http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html">http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05a.html</a> (参考)平成27年度:16.2% 平成28年度:13.3%
達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	予算額							
(5)	労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進(テレワーク普及促進等対策)(平成19年度)	491百万円(267百万円)	533百万円(295百万円)	759百万円	7	① 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース) 週1日以上、在宅またはサテライトオフィスで就業する雇用型テレワークに取り組む中小企業事業主に対して、導入経費の一部を助成(上限1,500千円)する。 ② テレワーク相談センター事業 東京都内に設置するテレワーク相談センターに専門相談員を配置し、センター利用者の相談、電子メールや電話による問い合わせ等に対する相談・助言等を行い、適正な労務管理下でのテレワークの普及促進を図ることに加え、テレワークの導入を検討する企業に対して、総務省が実施する情報通信技術等を支援する訪問コンサルタントと連携して、労務管理等に関する訪問コンサルティングを実施する。 ③ テレワーク・セミナー、シンポジウム等を通じた好事例の発信等 ・総務省と連携してセミナーを開催し、テレワーク実施時の労務管理上、情報通信技術面における留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例の紹介を行う。 ・労働者向けの体験型イベントを開催し、実際にテレワークを体験いただくことにより、働く方に対して直接そのメリットを訴える。(※令和元年度より当該事業に統合) ・テレワークによりワーク・ライフ・バランスを実現する企業等を表彰し、その取組を周知する。 ・新たに積極的なテレワークの活用に取り組む企業の取り組みをHPで紹介し、関係企業等への普及を図る。 ・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインを周知する。(※令和元年度より当該事業に統合)					509
(6)	国家戦略特区のテレワークに関する援助(平成30年度)	57百万円(17百万円)	59百万円(16百万円)	58百万円	7	国家戦略特別区域制度に基づき、地方自治体と連携したテレワークの導入支援(相談対応、訪問コンサルティング)を行う。					497
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		6,412,073 (3,246,163)			14,491,832 (11,928,206)			18,520,701			
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		施政方針演説(安倍総理)				平成29年1月20日		最大のチャレンジは、一人ひとりの事情に応じた、多様で柔軟な働き方を可能とする、労働制度の大胆な改革。働き方改革です。			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(V-5-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>求職者支援訓練の実施や職業訓練受講給付金の支給等を通じ、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること(施策目標V-5-1) 基本目標V:意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策大目標5:求職者支援制度の活用により、雇用保険を受給できない求職者の就職を支援すること</p>				<p>担当 部局名</p>	<p>職業安定局訓練受講者支援室 人材開発統括官付訓練企画室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>訓練受講者支援室長 安藤 孝至 訓練企画室長 平川 雅浩</p>			
<p>施策の概要</p>	<p>本施策は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に基づき、雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保し、職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にするとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援することとされている。 なお、求職者支援訓練には、多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」がある。 また、ハローワークは求職者に対してキャリアコンサルティングを実施し、適切な訓練へと誘導するとともに、個々の求職者の状況を踏まえて作成した就職支援計画に基づき、訓練期間中から訓練終了後まで、一貫した就職支援を行い、求職者の早期の就職に向けて取り組んでいる。 このほか、新型コロナウイルス感染症対策として、非正規雇用で働いていた方をはじめとする求職者の就職を支援するため、求職者支援訓練等の拡充を行っている。</p>										
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<p>1</p>	<p>雇用失業情勢の改善により、長期失業者が減少してきているが、一方で非正規雇用労働者は一定程度存在する傾向にある。また、これまで労働市場から離れていた育児中の女性等に対する支援の必要性も高まっている。このため、こうした雇用保険の対象になっていない方々に対して安定した就職が実現するように支援するためのセーフティネットが必要である。</p>									
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>				<p>達成目標の設定理由</p>						
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施、職業訓練受講給付金の支給、公共職業安定所における就職支援を行う。</p>				<p>求職者支援制度は、雇用保険と生活保護の間の第二のセーフティネットとして創設された制度であり、就職に結びつくための職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること、また、当該訓練の受講を容易にするために、職業訓練受講期間中に給付金を支給することにより、求職者の生活を支援するとともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援を行う必要があるため。</p>					
<p>達成目標1について</p>											
<p>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</p>	<p>基準値</p>	<p>基準年度</p>	<p>目標値</p>	<p>目標年度</p>	<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>					<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>	
					<p>平成29年度</p>	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>	<p>令和2年度</p>	<p>令和3年度</p>		
<p>① 求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上</p>	<p>令和2年度</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上</p>	<p>・55%(基礎コース)以上 ・60%(実践コース)以上</p>	<p>・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上</p>	<p>・58%(基礎コース)以上 ・63%(実践コース)以上</p>	<p>求職者支援制度は、雇用保険を受給できない求職者の安定した就職を促進する制度であるため、就職率(雇用保険適用就職率)を測定指標に設定。 雇用保険が適用される就職を対象とした就職率に把握方法を変更した26年度からの実績を考慮して、基礎コース55%以上、実践コース60%以上を目標値として設定していたところ、平成26年度から平成30年度までの過去5年の実績を踏まえて、令和2年度より、基礎コース58%以上、実践コース63%以上を目標値として設定した。  (参考)平成26年度実績:基礎53.0%実践57.6%、平成27年度実績:基礎56.4%実践60.9%、平成28年度実績:基礎58.9%実践63.8%、平成29年度実績:基礎58.0%実践65.0%、平成30年度実績:基礎59.6%実践63.9%、令和元年度実績(※1):基礎57.3%実践63.1% ※1 令和元年度実績は、令和元年12月末までに終了したコースの訓練終了3ヶ月後の実績(速報値)。</p>	
<p>2 求職者支援訓練修了者における満足度(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>90%以上</p>	<p>令和2年度</p>	<p>90%以上</p>	<p>90%以上</p>	<p>90%以上</p>	<p>90%以上</p>	<p>90%以上</p>	<p>求職者支援制度について、訓練実施機関や訓練内容、ハローワークの就職支援等に係る受講者の満足度を把握することで、求職者支援制度が求職者の就職支援に役立っているか把握するため測定指標に設定した。 求職者支援制度がより多くの求職者が満足できる制度となるよう、就職率を補完する指標として、総合的な満足度で90%以上を得ることを目標値として設定した。 (参考)平成27年度実績94.1%、平成28年度実績94.9%</p>	
<p>達成手段1</p>	<p>予算額(執行額)</p>		<p>令和2年度 予算額</p>	<p>関連する 指標番号</p>	<p>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</p>					<p>令和2年行政事業レビュー事業番号</p>	
	<p>平成30年度</p>	<p>令和元年度</p>			<p>・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域格差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、単身者については、月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合には、月額10万円の融資も行う。 ・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う(基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人)。また、実践コースについては、訓練実績に応じ、1人当たり月額1~2万円を付加して支給を行う。  【施策目標達成への寄与の内容】 ①雇用保険を受給できない求職者に対し、職業訓練の実施による職業能力開発の機会を確保すること。 ②職業訓練受講期間中、給付金を支給することにより、求職者の生活を支援し、職業訓練の受講を容易にすること。 ③上記①、②とともに、公共職業安定所におけるきめ細やかな就職支援により、求職者の早期の就職を支援すること。 により、求職者支援訓練における、訓練終了3か月後の就職率について、基礎コースで58%、実践コースで63%という目標の達成に寄与する。</p>	<p>617</p>					
<p>施策の予算額(執行額)(千円)</p>	<p>平成30年度</p>				<p>令和元年度</p>				<p>令和2年度</p>	<p>政策評価実施予定 時期(評価予定表)</p>	<p>令和3年度</p>
<p>施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>施政方針演説等の名称</p>				<p>年月日</p>			<p>関係部分(概要・記載箇所)</p>			
	<p>第177回国会における菅内閣総理大臣施政方針演説</p>				<p>平成23年1月24日</p>			<p>雇用保険を受給できない方への第二のセーフティネットとして、職業訓練中に生活支援のための給付を行う求職者支援制度を創設します。</p>			

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

\* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省2(VI-1-1))

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	多様な職業能力開発の機会を確保し、生産性の向上に向けた人材育成を強化すること(施策目標VI-1-1) 基本目標VI:労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること 施策大目標1:多様な職業能力開発の機会を確保すること	<b>担当 部局名</b>	人材開発統括官	<b>作成責任者名</b>	参事官(人材開発総務担当) 河野 恭子 参事官(人材開発政策担当) 篠崎 拓也 参事官(若年者・キャリア形成支援担当) 河嶋 正敏 参事官(能力評価担当) 山地 あつ子 参事官(海外人材育成担当) 佐々木 菜々子												
<b>施策の概要</b>	労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備を行う。  ※職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第4条第2項に、国及び都道府県の責務として、職業訓練及び職業能力検定の振興並びにこれらの内容の充実を図ること等が定められている。 ※また、同法第5条に基づき、現在、第10次職業能力開発基本計画(平成28年度～令和2年度)を策定しているところである。  公共職業能力開発施設等において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、オンラインの手法による職業訓練を実施するための機器等を整備し、通所せずとも職業訓練を受けられる環境の整備を進めている。																
<b>施策実現のための背景・課題</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td>産業構造や技術革新等の様々な変化の中で、労働者が安定した就職を実現するために、段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得する必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>グローバル化の進展やIoT等の技術進歩、経済のサービス化による産業構造の変化やインバウンド増加等による経済社会の変化に伴う人材ニーズの変化の中で、労働者の自発的な学びを促進していく必要がある。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上について、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされている。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>労働者の主体的な能力開発を通じた生産性向上や、産業界が求める能力と労働者が有する職業能力との円滑なマッチング、また、企業内における労働者の客観的な能力評価などに資するものとして、技能検定等を通じた技能の「見える化」の推進が求められている</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離転職等により、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていないため、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td>                     ○ 開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することにより、国際協力の推進に寄与する必要がある。                      ○ 技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されており、平成29年11月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められているところであるが、引き続き受入れ企業における労働関係法令の遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。                 </td> </tr> </table>					1	産業構造や技術革新等の様々な変化の中で、労働者が安定した就職を実現するために、段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得する必要がある。	2	グローバル化の進展やIoT等の技術進歩、経済のサービス化による産業構造の変化やインバウンド増加等による経済社会の変化に伴う人材ニーズの変化の中で、労働者の自発的な学びを促進していく必要がある。	3	職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上について、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされている。	4	労働者の主体的な能力開発を通じた生産性向上や、産業界が求める能力と労働者が有する職業能力との円滑なマッチング、また、企業内における労働者の客観的な能力評価などに資するものとして、技能検定等を通じた技能の「見える化」の推進が求められている	5	いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離転職等により、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていないため、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。	6	○ 開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することにより、国際協力の推進に寄与する必要がある。 ○ 技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されており、平成29年11月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められているところであるが、引き続き受入れ企業における労働関係法令の遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。
1	産業構造や技術革新等の様々な変化の中で、労働者が安定した就職を実現するために、段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を取得する必要がある。																
2	グローバル化の進展やIoT等の技術進歩、経済のサービス化による産業構造の変化やインバウンド増加等による経済社会の変化に伴う人材ニーズの変化の中で、労働者の自発的な学びを促進していく必要がある。																
3	職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上について、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされている。																
4	労働者の主体的な能力開発を通じた生産性向上や、産業界が求める能力と労働者が有する職業能力との円滑なマッチング、また、企業内における労働者の客観的な能力評価などに資するものとして、技能検定等を通じた技能の「見える化」の推進が求められている																
5	いわゆる就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、早期離転職等により、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていないため、現在も、不本意ながら不安定な仕事についている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいる。																
6	○ 開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することにより、国際協力の推進に寄与する必要がある。 ○ 技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されており、平成29年11月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められているところであるが、引き続き受入れ企業における労働関係法令の遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努める必要がある。																
<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>		<b>達成目標の設定理由</b>														
目標1 (課題1)	国及び都道府県による公共職業訓練の推進		上記の課題を解決するために、離職者等に対して、職業に必要な技能及び知識を習得させるための公共職業訓練を実施する。														
目標2 (課題2)	労働者の自発的な職業能力開発の促進		経済社会の変化に先手を打って対応をしていくために、個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身につけるべき知識・能力・スキルを確認する機会を整備する必要があるため														
目標3 (課題3)	事業主その他の関係者による職業能力開発の促進		職業能力開発促進法第4条において、在職労働者の職業能力の開発及び向上については、事業主が第一義的な責務を負っているとともに、国は事業主その他の関係者が行う職業能力開発を容易にするために必要な援助を行うよう努めることとされており、事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進を図る必要があるため、本目標を設定した。														
目標4 (課題4)	技能検定をはじめとする職業能力の評価の推進		技能検定制度を産業界のニーズを踏まえたものにするため、職種・作業の見直しなどの対応が必要である。 また、労働者の主体的な能力開発を促すため、職業能力評価基準などの職業能力評価制度の推進が必要である。														
目標5 (課題5)	即効性のある能力開発機会の充実等による、就職氷河期世代の安定就労につながる支援の推進		就職氷河期世代が抱える固有の課題や今後の人材ニーズを踏まえ、個々人の状況に応じた支援により、正社員就職等安定就労につながる支援を推進する必要がある。														
目標6 (課題6)	外国人技能実習制度の適正な運営の推進		外国人技能実習制度の基本理念に従い、技能実習制度の適正な運営の推進、実習生の技能等の修得活動の促進及び実習生の保護等を行うことで、人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転による国際協力の推進に寄与することができるものである。														

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
① 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の修了者における就職率(アウトカム)	63.7%	平成22年度	75.0%	令和2年度	75%	75%	75%	75%	—	職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和2年度における全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(委託訓練)の就職率目標が75%とされており、同目標を設定。 (参考)平成27年度実績:75.6%、平成28年度実績:75.1%
② 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の修了者における就職率(アウトカム)	77.6%	平成22年度	80.0%	令和2年度	80%	80%	80%	80%	—	職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和2年度における全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(施設内訓練)の就職率目標が80%とされており、同目標を設定。 (参考)平成27年度実績:87.2%、平成28年度実績:88.4%
3 公共職業訓練(離職者訓練・委託訓練)の受講者数(アウトプット)	—	—	135,164人	令和2年度	129,651人	138,942人	137,186人	135,164人	—	職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和2年度における全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(委託訓練)の対象者数が135,164人とされており、同目標を設定。 (参考)平成27年度実績:87,994人、平成28年度実績:82,280人
4 公共職業訓練(離職者訓練・施設内訓練)の受講者数(アウトプット)	—	—	23,000人	令和2年度	25,500人	25,000人	23,500人	23,000人	—	職業能力開発促進法第15条の8に基づき、公労使等関係者の意見を聴いて定める「令和2年度における全国職業訓練実施計画」において、離職者訓練(施設内訓練)の対象者数が23,000人とされており、同目標を設定。 (参考)平成27年度実績:28,838人、平成28年度実績:27,815人
5 中高年齢層向けの生産性向上支援訓練の受講者数(アウトプット)	—	—	1,800人	令和2年度	—	—	—	1,800人	—	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による在職者を対象とした生産性向上支援訓練について、令和2年度より中高年在職者向けに特化したコースを設定するものであり、同機構が行う65歳超の継続雇用支援業務に係る独立行政法人通則法第29条第1項の規定に基づき定める中期目標及び生産性向上支援訓練全体の実績等を踏まえ同目標を設定。

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	能力開発基本調査(平成18年度)	0.5億円(0.5億円)	0.5億円(0.4億円)	0.5億円	—	民間企業を対象とした「企業調査」、事業所を対象とした「事業所調査」及びその従業員(正社員及び正社員以外)を対象とした「従業員調査」をアンケートにより行い、これまでの結果とも比較し、主要産業における民間事業所の教育訓練の制度及び実施状況を取りまとめる。正社員以外を含めた労働者の能力開発の実態を明らかにするための広範囲でかつ精度の高い調査を実施し、能力開発全体の今後の施策を検討するための基礎資料とする。	618
(2)	ものづくり白書(平成11年度)	0.02億円(0.01億円)	0.02億円(0.01億円)	0.02億円	—	ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づき、毎年、政府がものづくり基盤技術に関して講じた施策に関してとりまとめ、国会に報告する年次報告書の作成。ものづくり基盤技術に関して講じた施策に関してとりまとめることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、ものづくり基盤技術の水準の維持及び向上を図る。	619
(3)	介護労働者雇用改善等援助事業費(平成4年度)	13億円(12億円)	13億円(12億円)	13億円	—	介護労働安定センターに必要な経費を交付し、介護事業者、介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定その他の福祉の増進に資する。具体的には、当該センターにおいて、介護労働講習及び研修コーディネート事業の実施、介護労働懇談会の開催等を行う。	620
(4)	職業能力開発校施設整備費等補助金(平成5年度)	29億円(21億円)	29億円(21億円)	39億円	2	職業能力開発校の設備整備(建物の整備(建替、改修、修繕等)、機械器具の整備)に係る経費、職業訓練指導員の研修の実施に係る経費について補助を行う。都道府県立職業能力開発施設の建物・機械の整備等を実施し、公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進させる。	621
(5)	離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進(平成13年度)	622億円(183億円)	262億円(187億円)	679億円	1.3	国から都道府県への委託により、様々な民間教育訓練機関を活用した多様な職業訓練機会を提供する。都道府県を通じて様々な民間教育訓練機関を活用した委託訓練を実施することにより、求職者に対して多様な職業訓練機会を提供し、職業能力の向上を図ることにより、就労を支援する。	622
(6)	都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金)(昭和60年度)	117億円(116億円)	117億円(116億円)	125億円	2	都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。都道府県が設置する職業能力開発校等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。	629
(7)	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勘定運営費交付金(平成23年度)	523億円(523億円)	523億円(523億円)	532億円	2.4	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等の運営に必要な経費を交付し、離職者、在職者及び学卒者に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する職業能力開発促進センター等を運営することにより、当該施設内で行う職業訓練の受講機会を求職者のほか、在職者や学卒者に対して提供し、職業能力開発の向上を図ることにより、職業の安定等の向上を支援する。	631
(8)	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金(平成23年度)	25億円(20億円)	31億円(24億円)	56億円	2.4	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備の整備又は改修のための経費について補助を行う。求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する。	632

(9)	情報処理技能者育成施設(コンピュータ・カレッジ)及び地域職業訓練センター等の施設整備等に必要経費(平成23年度)	1.8億円 (1.5億円)	1.8億円 (1.5億円)	1.8億円	-	旧独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「機構」という。)が設置し、地方公共団体への委託により運営していた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、機構の業務としては平成22年度末をもって廃止し、施設の譲渡を希望する地方公共団体等に対して譲渡したところであり、その譲渡後の施設については、これまでの機構が行ってきた経緯を踏まえ、激変緩和措置として目標を達成している施設のコンピュータ・リース料を国が負担する。また、地方公共団体との協議により、地方公共団体等に譲り受けの意向がないと認められた施設については、土地が地方公共団体の所有地であることから、施設の取り壊しを行い、更地にして地方公共団体に返還する。 地方公共団体等の要望を踏まえ、目標を達成している情報処理技能者養成施設のコンピュータ・リース料を国が負担し、譲渡後の施設運営を円滑に行うことで、職業能力の開発に資する。	633
(10)	訓練協議会に必要な経費(平成23年度)	0.3億円 (0.1億円)	0.3億円 (0.1億円)	0.3億円	1.2.3.4	訓練実施に係る関係機関、労使等の訓練ユーザー等の参集の下、国においては、公共職業訓練及び求職者支援訓練の全体の実施方針、分野別の実施規模等について協議・とりまとめを行い、各地域においては、当該実施方針等を踏まえ、各地域における人材ニーズを十分に把握した上で、地域内における具体的な実施分野、実施数、訓練内容、実施時期等について協議・調整を行う場を設ける。 産業構造の変化や技術の革新に伴う人材ニーズの変化に即応し、それぞれの実施分野、実施規模、実施時期の調整等を図りながら、効果的、効率的な運用を行うことで、職業能力の開発に資する。	634
(11)	民間教育訓練機関に対する質向上の取組支援の実施(平成25年度)	1.0億円 (0.7億円)	1.1億円 (0.9億円)	1.2億円	-	民間教育訓練機関が「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン(平成23年厚生労働省策定)」を認知、活用し、実施する職業訓練サービスの質を向上させることを目的として、「職業訓練サービスガイドライン研修」、および「職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定」を実施する。	637

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑥ ジョブ・カード取得者数(アウトプット)	174.0万	平成20年度から平成28年度までの累計値	300万人(平成20年度からの累計値)	令和2年	25万人	25万人	25万人	20.6万人	-	ジョブ・カードは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用するためのものであることから、ジョブ・カード取得者数を測定指標として設定している。また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)の目標として令和2年までにジョブ・カード取得者数300万人が掲げられており、この目標に基づき目標値を設定している。 (参考)平成25年度実績:約21.7万人、平成26年度実績:約19.5万人、平成27年度実績:約19.8万人、平成28年度実績:約25.9万人 累計値:約251万人
⑦ 雇用型訓練修了3ヶ月後の正社員就職率(アウトカム)	-	-	-	-	85%	85%	85%	-	-	雇用型訓練は、フリーター等の正社員経験の少ない方を対象に、実践的な職業訓練の機会を提供し、正社員へと導くことを目的とするものであるため、訓練修了後の正社員就職率を指標として設定するとともに、これまでの実績を踏まえて目標値を設定している。事業の再編に伴い、令和元年度限りで廃止。 (参考)平成27年度実績:82.6%、平成28年度実績:86.5%
8 キャリアコンサルタント養成数(延べ数)(アウトプット)	53,088人	平成27年度	8万7千人	令和2年度	6万5千人	7万2千人	8万1千人	8万7千人	-	労働者等が主体的かつ適切に職業選択、職業生活設計や職業能力開発を行うことができるよう、キャリアコンサルティングを受けることのできる環境整備を図るため、キャリアコンサルタントの体系的な養成を行っていることから、その養成数を指標として設定するとともに、これまでの養成実績を踏まえ目標値を設定している。 累計値:81,726人(令和元年度末現在)
9 ジョブ・カード制度を活用した事業主のうち、有益であったと回答した事業主の割合(アウトカム)	-	-	-	-	80%	80%	80%	-	-	ジョブ・カード制度を活用した企業における効果等を測るため指標として選定し、本制度の目標指標として相応しい水準として目標値を設定。事業の再編に伴い、令和元年度限りで廃止。 (参考)平成27年度実績:80%、平成28年度実績:89.5%
⑩ キャリア形成サポートセンターにおけるキャリアコンサルティングが有益であったと回答した者の割合(アウトカム)	-	-	80%	令和2年度	/	/	/	80%	-	個々の労働者が自らのキャリアについて主体的に考え、定期的に自身の能力開発の目標や身につけるべき知識・能力・スキルを確認する機会を整備することが重要であり、その受け皿としてキャリア形成サポートセンター(令和2年度開始)において提供するキャリアコンサルティングの効果と、その質を担保するため、本制度の目標指標として相応しい水準として設定。

達成手段2	予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度				
(12) キャリアコンサルティング普及促進事業(平成16年度)	2.5億円 (1.7億円)	2.8億円 (2.1億円)	-	8	労働者等が主体的かつ適切に職業選択、職業生活設計や職業能力開発を行う基盤としてキャリアコンサルティングの普及促進を図ることが重要であるため、キャリアコンサルタント登録制度の適正な運用を図るほか、分野や対象者に応じた研修や実践力強化のための調査研究等によりキャリアコンサルタントの資質の向上を図る。また、企業の人材育成支援を進めるため、労働者が職業生活の節目において定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入促進や、模範的な取組を実施する企業の表彰・魅力発信を行う。	625
(13) 雇用型訓練等を活用したジョブ・カード制度の推進事業(平成20年度(平成27年度以前は「ジョブ・カード制度(職業能力形成プログラム)推進事業」))	24.2億円 (21.3億円)	16.7億円 (15.0億円)	-	6,7,9	国から民間への委託により、「ジョブ・カードセンター」を設置し、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールとして、企業におけるジョブ・カード制度の活用を推進するため、ジョブ・カード制度の周知広報、ジョブ・カードを応募書類や在職労働者のキャリアコンサルティング等に活用する企業の開拓・支援等を行う。また、ジョブ・カード制度に関する情報をまとめたポータルサイトによる周知広報、IT業界等の業界内・企業内で通用する能力証明ツールの開発等を行うことにより、ジョブ・カード取得者数の増加を図る。	628
(14) 教育訓練プログラムの開発(令和元年度)	-	9.7億円 (4.3億円)	4.9億円	-	・ キャリアアップやキャリアチェンジを目指す労働者を対象とする、技術革新を反映した最新かつ実践的な知識・技術の習得に資する教育訓練プログラムの開発・実証を業界団体、学会、大学、専修学校等に委託する。開発するプログラムは、教育訓練給付や人材開発支援助成金の対象講座としても活用できるものとする。 ・ 個人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められるの能力やスキルを身につけること、また、技術革新が進む中で、生涯を通じた学び直しを行うことを促進するため、技術革新を反映した最新かつ実践的な知識・技術の習得に資する教育訓練プログラムの開発・実証を行うもの。	643

(15)	ジョブ・カード制度の推進を通じたキャリアコンサルティングの普及促進(令和2年度)	-	-	21.1億円	6.8.10	国から民間への委託により、「キャリア形成サポートセンター」を設置し、ジョブ・カードを活用した労働者のキャリアプラン再設計や企業内で定期的にキャリアコンサルティングを受ける仕組みの導入などを支援する。また、キャリアコンサルタント登録制度の適正運用、キャリアコンサルティングを行う人材の資質向上を図るほか、ジョブ・カード制度総合サイトにおいてジョブ・カード制度の周知広報や関連情報を提供する。	新02-56
------	--	---	---	--------	--------	--	--------

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
⑪ 認定職業訓練助成事業費の助成措置の対象となった従業員が受けた職業能力検定等(訓練に密接に関連するものに限る。)の合格率(アウトカム)	84.0%	平成29年度	84.0%	令和2年度	84%	84%	84%	84%	-	訓練の受講による技能向上等の成果を測る観点から、技能検定等の合格率を評価指標として設定し、前年度の実績を踏まえ令和2年度目標を設定した。 (参考)平成28年度実績:89%
12 建設労働者育成支援事業の訓練修了者数(アウトプット)	900人	平成29年度	450人	令和2年度	900人 1,024人	900人 854人	900人 998人	450人	-	人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る事業のため訓練修了者数を測定指標として選定し、令和2年度においては年間500名の訓練生の確保を行う事業であるため、その90%の修了率を目標として令和2年度の目標を設定した。 (参考)平成28年度実績:988人

達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和2年度				
(16)	認定職業訓練助成事業費(昭和44年度)	13.4億円(9.5億円)	11.1億円(9.4億円)	11.0億円	11	都道府県知事が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主団体等が実施する職業訓練の実施に要する経費等について都道府県が行う助成の一部を国が助成する。 これにより、中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上を図る。	624
(17)	建設労働者育成支援事業(平成27年度)	9.3億円(9.2億円)	9.4億円(9.4億円)	6.3億円	12	建設分野の事業主等による訓練を促進し、人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る。 ※令和2年度から就職氷河期世代の方向への「短期資格等習得コース(仮称)」の対象者を除く。	638
(18)	認定職業訓練助成事業費(復興関連事業)(平成23年度)	0.2億円(0)	0.2億円(0)	0.6億円	11	東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設設備整備費に対する国庫補助率を引き上げることにより早期の復旧を図る。	635
(19)	人材開発支援助成金(平成13年度)	408.8億円(352.0億円)	533.4億円(300.2億円)	873.6億円	-	雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金等の一部を助成する。	627
(20)	人材開発支援助成金(復興関連事業)(平成23年度)	0.5億円(1.4億円)	1.0億円(1.0億円)	0.7億円	-	労働者の計画的な職業訓練等の計画を実施する事業主等に対して、訓練に要した経費や訓練期間中の賃金の一部を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進する人材開発支援助成金について、被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材育成のための特例措置を実施するもの。	636
(21)	中小企業等担い手育成支援事業(平成30年度)	2.7億円(0.4億円)	2.0億円(1.3億円)	1.8億円	-	中小企業等において、実務経験の乏しい若者等を対象に、専門的な知識及び技能を有する支援団体と事業主とが共同して3年以下の訓練実施計画を作成し、off-JTとOJTを組み合わせた雇用型訓練を行う環境を整備するため、支援団体に対し、中小企業等や訓練生に対する支援業務を委託する。 雇用情勢の改善傾向が続き、人手不足感が強まっている建設業、製造業の中小企業においては、一定のスキルを有する技能人材の獲得が難しく、人材の育成に取り組むだけの人的余裕やノウハウがないため、業界が主体となって、実務経験の乏しい若者等に対し、一定のスキルを身につけさせ、長期定着を図ることを目的としている。	641
(22)	地域創生人材育成事業(平成27年度)	34.7億円(28.9億円)	18.8億円(16.9億円)	8.5億円	-	都道府県から提案を受けた人手不足分野の創意工夫に基づく人材育成の取組の事業計画の中から、効果が高いと見込まれる取組を選定し、新たな人材育成プログラムの開発を都道府県に委託して実施するもの。 人材不足分野を抱えている地域において、地域の創意工夫を活かした公的職業訓練の枠組みでは対応できない人材育成の取組を通じて、当該分野における安定的な人材の確保を目指すことを目的としている。	623

達成目標4について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	基準年度			年度ごとの実績値	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
13 技能検定受検申請者数(アウトプット)	784,048人	平成29年度	前年度以上	令和2年度	前年度(757,380人)以上 784,048人	前年度(784,048人)以上 807,287人	前年度(807,287人)以上 871,451人	前年度(871,451人)以上	-	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検申請者数を指標として選定し、前年度と比較してその数を向上させることを目標とした。 (参考)平成27年度実績:706,144人、平成28年度実績:757,380人
⑭ 技能検定合格者数(アウトカム)	574.3万人	平成26年度	725万人(令和2年度までの累計)	令和2年度	25万人 328,778人(累計数6,649,982)	33万人 324,073人(累計数6,974,055)	33万人 363,733人(累計数7,337,788)	33万人	-	技能検定は、技能の到達目標を示すことにより、労働者の技能習得意欲を増進させ、事業主等の教育訓練に活用される等、職業能力開発のための有効なツールであることから、技能検定受検合格者数を指標として選定し、過去の合格実績等を踏まえて目標とした。 (参考)平成27年度実績:274,681人、平成28年度実績:303,544人

15	若者の受検申請者数(アウトプット)	100,235人	平成28年度	110,258人 (平成28年から10%増)	令和2年度	-	-	110,258人 (平成28年から10%増)	-	平成29年3月に決定された「働き方改革実行計画」において、「技能検定を雇用吸収力の高い産業分野における職種に拡大するとともに、若者の受検料を減免する。」とされているため、若者(35歳未満)の受検申請者数を目標として設定した。
						103,245	123,207	122,014		

達成手段4		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(23)	技能検定等の実施(昭和34年度)	33.億円 (24億円)	34億円 (25億円)	35億円	13,14,15	技能検定試験に係る試験問題の作成等について、中央職業能力開発協会を支援し、技能検定試験の実施等について、都道府県等を支援する。若年者が技能検定を受検しやすい環境を整備し、「ものづくり分野」を支える必要な人材の確保・育成を支援するために受検料の減免措置を行う。また、国においては技能検定職種の見直し等を行う。技能検定試験の実施主体である都道府県等を支援すること、また、技能検定をより社会的ニーズに対応したものとなるよう技能検定職種や試験問題等の見直し等を行うことで、技能検定の受検を促進する。	630
(24)	柔軟な労働市場形成に向けた職業能力「見える化」推進事業(令和元年度)	-	0.9億円 (0.5億円)	1.1億円	-	少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、持続的な経済成長を実現するため、主体的なキャリア形成を支えるインフラの整備等、職業能力の「見える化」を推進する。人事、経理などの、いわゆる「資格」による職業能力の診断が困難なホワイトカラー職種において、「職業能力評価基準」等のデータから、職業能力の診断を行うツールの開発に向けた調査・研究を行う。	644

達成目標5について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①6 就職氷河期世代の方向けの短期資格等習得コース訓練受講者数	-	-	2,000人	令和2年度	-	-	-	2,000人	-	就職氷河期世代の抱える課題や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、正規雇用化をはじめとして、同世代の活躍の場を更に広げ、全ての世代の人々が希望に応じて意欲・能力をいかして活躍できる環境整備を進めるため、業界団体等に委託して行う訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせた正社員就職を支援する出口一体型の訓練の受講者数を目標値に設定した。
17 就職氷河期世代支援特設HPアクセス件数	-	-	10万件	令和2年度	-	-	-	10万件	-	就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等を活用し、本人やその家族等に周知する事業であることから、各種支援策等を掲載予定の特設HPへのアクセス件数を目標値に設定した。なお、令和2年度からの新規事業のため、類似の広報事業の実績等を参考に具体的目標値を設定した。
18 就職説明会等に参加した企業等にアンケート調査を行い、「役に立った」旨の評価の割合(アウトカム)	-	-	90%以上	令和2年度	-	-	-	90%以上	-	就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームの取組の一環として、地域の実情に応じて、企業説明会・就職面接会やセミナー等を実施することとしており、それぞれの地域において実施する事業内容の効果を適切に把握する観点から、企業や求職者等の事業利用者の評価が一定水準以上となることを目標として設定した。

達成手段5		予算額(執行額)		令和2年度予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(25)	就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(令和2年度)	-	-	43億円	16	就職氷河期世代の方向けの「短期資格等習得コース(仮称)」を創設し、短期間で取得でき、安定就労につながる資格等の習得を支援するため、人材ニーズの高い業界団体等に委託し、訓練と訓練と職場見学・職場体験等を組み合わせ、正社員就職を支援する出口一体型の訓練を行う。	新02-57
(26)	就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施(令和2年度)	-	-	136百万円	17	就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、SNS広告、動画広告、インターネット広告等を活用し、本人やその家族等の置かれている多様な状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。	新02-58
(27)	就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援(令和2年度)	-	-	415百万円	18	都道府県ごとに設置する就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て企業説明会等を行い、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の支援、行政支援策等の周知等に取り組む。	新02-59

達成目標6について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①9 標準処理期間内に認定した技能実習計画の割合(アウトカム)	80%	平成30年度	80%	令和2年度	80%	80%	80%	80%	-	技能実習計画の認定申請があったものについて迅速・適正に処理することが技能実習制度の円滑化、適正化に資するものであることから、成果指標に設定した。なお、目標値については、過年度の実績等を参考に設定した。
20 技能実習計画の認定件数(アウトプット)	270,000件	平成30年度	301,025	令和2年度	28,457	270,000	394,083	301,025	-	技能の修得や実習生の保護の観点から審査を行う、実習生ごとの技能実習計画の処理件数が、制度の適正な運営に係る指標であることから、これを外国人技能実習機構の活動指標として設定した。なお、目標値については、令和元年度の技能実習計画の認定申請に係る処理状況等を踏まえて設定した。
					63,627	389,321	371,482			

21	実地検査のうち、安全衛生に係る指導監督を行った実習実施者のうち改善した実施者の割合(アウトカム)	100%	平成30年度	95%	令和2年度	90%	90%	95%	95%	-	技能実習生は技能の修得を目的としていることから、本邦の作業方法等に不慣れであることに加え、言語や習慣が異なること等により、その安全衛生の確保には日本人と異なる観点からの助言・指導等が必要である。そのため、技能実習の計画認定等を実施している外国人技能実習機構により、技能実習生受入れ企業に対する安全衛生、健康確保に関する助言・指導等を中心とした事故・疾病防止対策を講じ、技能実習生の安全衛生の確保を図ることにより、技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあるため、指標として設定した。目標値は過年度の実績値を踏まえて設定している。 ※本指標は、予算上(項)労働安全衛生対策費において措置している。
22	死亡又は疾病・怪我を理由とする報告のうち、業務に起因することが疑われるものに係る実習実施者に対する実地検査割合(アウトプット)	-	-	100%	令和2年度			100%	100%	-	原則として、技能実習困難時届出に基づき安全衛生・健康確保の必要性が認められる実習実施者の全てに実地検査を行うこととしているが、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、指標として設定した。目標値は100%と設定している。 ※本指標は、予算上(項)労働安全衛生対策費において措置している。
23	技能実習生の労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査等件数(アウトプット)	1,448件	平成30年度	2,000件	令和2年度		500件	2,000件	2,000件	-	労働災害件数が多い職種の実習実施者に対する実地検査を契機として、実習実施者に事故・疾病防止対策を講じさせることにより、技能実習生の安全衛生の確保・改善が期待でき、これにより技能実習制度の適性かつ円滑な推進に資するものでもあることから、目標値は、過年度の実績値を踏まえて設定している。 ※本指標は、予算上(項)労働安全衛生対策費において措置している。
(参考)指標						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
24	外国人技能実習生の在留者数					274,233	328,360	410,972			外国人技能実習生の在留者数を参考指標として設定することで、外国人技能実習制度を取り巻く近況把握ができるため。 ※ 数値は、法務省「出入国管理統計」によるものであり、年間(1月～12月)実績値。

達成手段6		予算額(執行額)		令和2年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度	年度予算額				
(28)	外国人技能実習機構に対する交付金	27.6億円 (26.8億円)	51.1億円 (49.0億円)	50.5億円	19,20	外国人の技能実習の適正化及び技能実習生の保護に関する法律等に基づき、制度趣旨を徹底し、制度の適正化及び拡充を図るため、外国人技能実習機構において、監理団体・実習実施者の適正化、人権侵害等の防止・対策、送出し機関の適正化、技能等の修得・移転の確保、対象職種の拡大等に関する業務等を行う。 以上の業務により、技能実習制度の適正な運営の推進が見込まれる。	640

施策の予算額(執行額)(千円)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
	148,599,769	(108,488,991)	151,787,475	(108,953,587)	162,306,922			

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
		① ニッポン一億総活躍プラン	① 平成28年6月2日(閣議決定)
	② 第198回国会における衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明演説	② 平成31年3月8日	② 改正出入国管理法に基づく新たな外国人材の受入れについては、本年4月の施行に向けて、介護・ビルクリーニング分野における受入環境の整備、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生対策の実施、適切な社会保険の適用促進、安心・安全に医療機関を受診できる環境の整備などに取り組み、外国人材がその能力を有効に発揮できる環境を整備してまいります。また、技能実習制度については、引き続き受入れ企業における労働関係法令の遵守の徹底を図ること等により、制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に努めてまいります。
	③「経済財政運営と改革の基本方針2019	③令和元年6月21日閣議決定	③就職氷河期世代支援プログラム (i)相談、教育訓練から就職まで切れ目のない支援 ○きめ細やかな伴走支援型の就職相談体制の確立 「SNS、政府広報、民間ノウハウ等も活用し、本プログラムによる新たな支援策の周知徹底を図り、できるだけ多くの支援対象者が相談窓口を利用する流れをつくる。 ○受けやすく、即効性のあるリカレント教育の確立 「仕事や子育て等を続けながら受講でき、正規雇用化に有効な資格取得等に資するプログラムや、短期間での資格取得と職場実習等を組み合わせた「出口一体型」のプログラム、人手不足業種等の企業や地域のニーズを踏まえた実践的な人材育成プログラム等を整備する。」 ○その他 「就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む機運を醸成し、支援の実効性を高めるための官民協同スキームとして、関係者で構成するプラットフォームを形成・活用するとともに、本プログラムに基づく取組について、様々なルートを通じ、一人一人につながる戦略的な広報を展開する。

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(VII-2-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	担当 部局名	作成責任者名
<p>児童虐待防止や配偶者による暴力被害者等への支援体制のさらなる充実を図ること(施策目標VII-2-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標2:児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課、家庭福祉課虐待防止対策推進室</p>	<p>子ども家庭局家庭福祉課長 中野 孝浩 子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長 山口正行</p>
<p style="text-align: center;"><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は、次の項目を柱に実施している。</p> <hr/> <p><b>【児童虐待防止対策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童虐待への対応については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加しており、重篤な児童虐待事件も生じている中で、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の累次の改正などにより制度的な充実や発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。</li> <li>・ 具体的には、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)を策定し、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールの見直し・徹底をすること、「児童相談所強化プラン」を前倒して見直すこと等としているほか、より効果的・効率的な役割分担・情報共有、適切な一時保護、保護された子どもの受け皿確保等を講じている。</li> <li>・ また、同対策に基づき、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)を策定し、児童相談所及び市町村の体制強化に向けて、令和4(2022)年度までに、児童福祉司を約3,200人から約2,000人増加させることや、市区町村子ども家庭総合支援拠点(※1)を全市町村に設置することとしている。 ※1 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等によるソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点のこと。</li> <li>・ さらに、児童虐待の発生予防・早期発見や児童虐待発生時の迅速・的確な対応等の強化を内容とする「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議)を決定している。この中では、児童虐待の発生予防・早期発見のために、乳幼児健診未受診者や、未就園、不就学等の子どもに関する定期的な安全確認を行うことや、成育基本法(平成30年法律第104号)に基づき策定される成育医療等基本方針に基づき、子どもの死因究明について検討を進めることとされている。</li> <li>・ この他、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)では、①親権者は児童のしつけに際して体罰を加えてはならないこと、②児童相談所の体制強化として、都道府県は一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講ずること等が盛り込まれており、一部を除き令和2年4月1日から施行される。</li> </ul> <hr/> <p><b>【社会的養護の充実】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成28年の改正後の児童福祉法では、以下のように規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを原則とする。</li> <li>◆ 家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。</li> <li>◆ 児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない。</li> </ul> </li> <li>・ これを踏まえ、養子縁組や里親・ファミリーホームによる家庭的養育の推進等を図るとともに、児童養護施設等の施設については、ケア形態の小規模化や地域分散化を図ることとしている。また、社会的養護の施設が質の高い支援を実施するため、施設種別ごとの運営方針を策定するとともに、第三者評価の実施や施設長研修の受講を義務付けている。</li> <li>・ また、施設を退所した子どもの自立に向けた支援を強化しており、これらによって、虐待を受けた子ども等への支援を実施している。</li> </ul> <hr/> <p><b>【配偶者からの暴力対策等の女性保護施策の推進】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者からの暴力被害等に対する相談・保護等の支援については、以下のような各種施策を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護、民間シェルターや母子生活支援施設等一定の基準を満たす者への一時保護委託の実施</li> <li>② 婦人相談所職員や婦人相談員等の相談担当職員に対する専門研修の実施</li> <li>③ 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワーク整備</li> <li>④ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員の配置</li> <li>⑤ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化</li> <li>⑥ 婦人相談所における法的対応機能強化事業の実施</li> <li>⑦ 外国人被害女性等を支援する専門通訳者養成研修事業の実施</li> <li>⑧ 婦人相談所一時保護施設及び婦人保護施設において、個別対応職員を配置し、様々な困難な問題を抱える被害者のニーズに対応した支援を実施</li> </ol> </li> <li>・ この他、新型コロナウイルス感染症対策として、以下を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 感染防止に配慮した児童虐待、DV、ひとり親家庭等の相談支援体制の強化</li> <li>② 「子どもの見守り強化アクションプラン」を踏まえた見守り体制の強化</li> <li>③ 児童養護施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援</li> </ol> </li> </ul>	

施策実現のための背景・課題	1	児童虐待相談対応件数は増加が続く一方、複雑・困難なケースも増加しており、児童の心理、健康・発達、法律等の側面で専門的知識に基づいた確・迅速な対応が必要となっている。
	2	児童虐待による死亡事例において0歳児の死亡事例が多いこと等から、児童虐待の発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であるとともに、早期発見・早期対応には、新生児訪問時等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要である。
	3	保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養護が必要な子どもについては、できる限り良好な家庭的環境において養育されることが望ましく、里親等への委託や施設の小規模・地域分散化を一層推進する必要がある。また、社会的養護の下で育った子どもは、施設等を退所し自立するに当たり、保護者等から支援を受けられない場合が多く、その結果様々な困難な直面することが多いことから、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつけることが重要である。
	4	配偶者からの暴力(DV)が深刻な社会問題になっている状況にあり、被害者のための相談・保護・支援体制を整備することが課題となっている。

達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
目標1 (課題1)	虐待発生時の対応等が迅速・的確に行われるよう、専門職の配置等により児童相談所の体制強化を推進すること。	「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において、令和4(2022)年度までの児童相談所の専門職の増員等の目標を盛り込んでいるため。また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(平成31年2月8日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係関係会議決定)及び「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号)においても、児童相談所への専門職の配置や職員の資質向上等の児童相談所の体制強化施策を盛り込んでいるため。
目標2 (課題2)	妊娠期からの児童虐待防止対策を推進すること。	子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。また、女性健康支援センター等では、保健師等による予期せぬ妊娠等についての相談指導等を行っている。これらに加え、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う乳児家庭全戸訪問事業や、養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う養育支援訪問事業の活用によって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。
目標3 (課題3)	里親・ファミリーホームへの委託の推進、特別養子縁組制度等の利用促進、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、自立に向けた支援の強化により、虐待を受けた子どもなどへの支援を推進すること。	平成28年の児童福祉法改正により家庭養育優先の理念を明確にするため規定された児童福祉法第3条の2において、以下のように規定されているため。 ・ 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援することを原則とする。 ・ 家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。 ・ 児童を家庭及び家庭における養育環境と同様の養育環境において養育することが適当でない場合にあっては、児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう必要な措置を講じなければならない。  また、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける必要があるため。
目標4 (課題4)	DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)を整備すること。	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月)において「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれているため。

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	基準年度	目標年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度			
① 児童福祉司数 (アウトプット)	3,240人	平成29年度	5,260人	令和4(2022)年度	前年度 (3,030人) 以上	前年度 (3,240人) 以上	4,300人	4,700人	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。
2 児童虐待による死亡数 (アウトカム)	心中以外 58人 心中41人	平成23年度	それぞれ が減少	令和2年度	それぞれ が減少	それぞれ が減少	それぞれ が減少	それぞれ が減少	-	児童相談所の体制強化等(新プランに基づく児童福祉司等の増加など)の結果として、児童虐待による死亡数を減少させることが目標であるため、指標として選定している。 (参考)「健やか親子21(第2次)」について検討会報告書(平成26年4月「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会)において定められた数値目標である。
3 児童心理司数 (アウトプット)	1,355人	平成29年度	800人増	令和4(2022)年度	前年度 (1,329人) 以上	前年度 (1,355人) 以上	1,610人	1,790人	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。
4 保健師の児童相談所への配置割合 (アウトプット)	48.6%	平成29年度	100%	令和4(2022)年度	100%	100%	100%	100%	-	増加する児童虐待相談に対応するため、指標として選定している。 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)(平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)において定められた数値目標である。

達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度				
(1)	児童虐待・DV対策等総合支援事業 (平成17年度)	170億円 (84億円)	185億円 (101億円)	245.9億円	1.2	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスターリング)事業、⑩里親への委託前養育等支援事業、⑪乳児院等多機能化推進事業、⑫児童養護施設等体制強化事業、⑬養子縁組民間あっせん機関助成事業⑭⑮婦人相談員活動強化事業、⑯売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑰DV被害者等自立生活援助モデル事業、⑱若年被害女性等支援モデル事業	670
(2)	民間社会福祉事業助成費補助金 (昭和50年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	1.2	児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を行うことにより、児童委員の資質の向上を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する。また、通信制により児童福祉司の人材養成を行うことにより、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応の体制の充実を図るものである。	669
(3)	児童虐待防止対策費 (平成20年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.4億円 (0.4億円)	0.4億円	2	児童虐待防止に係る広報啓発等の支出を行うことにより、児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図るものである。	673
(4)	児童相談体制整備事業費 (平成27年度)	2.9億円 (0.6億円)	9.9億円 (7.5億円)	2.8億円	2	児童相談所虐待対応ダイヤル189(いちはやく)を広く一般に周知するとともに、携帯電話等からの着信については、ガイダンスではなくオペレーターが対応するコールセンター方式を運用し、児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談ができるようにするものである。	674
(5)	児童虐待防止対策推進広報啓発事業 (令和2年度)	-	-	0.8億円	2	・児童虐待の根絶に向けては、発生予防のため、国民全体で「しつけのための体罰」を行わない子育てを推進していく必要がある。 ・体罰の禁止を含めた体罰等によらない子育てについて、ポスター・リーフレットの作成・配布、インターネットを活用した普及啓発、新聞広告を活用した普及啓発、テレビスポットCMの作成といった様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施するものである。 ・これにより、体罰等によらない子育ての社会的認知度を高めることで、児童虐待防止対策に寄与するものである。	新02-0061
(6)	予防のための子どもの死亡検証体制 整備モデル事業 (令和2年度)	-	-	0.6億円	-	・子どもの死因究明(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往症や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。 ・具体的には以下の①～③を行う。 ① CDR関係機関連絡調整会議 医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調査会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。 ②CDRデータ収集・整理等 子どもの死亡に関する情報(医学的死因、社会的理由)を関係機関から収集し、標準化したフォーマット(死亡調査票:厚労科研事業で作成中)に記録。 ③ 多機関検証委員会 死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット(死亡検証結果表)に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。	新02-0063

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑤ 子育て世代包括支援センターの整備数(アウトプット)	-	-	全国展開	令和2年度末	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開	-	子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。これによって、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。  (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点
6 養育支援訪問事業の事業を実施する市町村数(アウトプット)	-	-	全市町村	令和2年度	-	-	1,741市町村	1,741市町村	-	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると判断される子どもや特定妊婦がいる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談に応じ、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行うこととされている。これにより、育児不安や虐待の予防に寄与することができると期待される。目標値については、「すくすくサポート・プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)において、定められた数値目標である。
7 乳幼児健康診査の未受診率(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野12】	3～5か月児 4.6%	平成23年度	3～5か月児 2.0%	令和6年度	-	-	3～5か月児 3.0%	3～5か月児 2.8%	母子保健関連施策の中で、乳幼児健康診査事業は、妊娠の届出・母子健康手帳の交付、妊婦健診や産婦健診、乳児家庭全戸訪問事業などに引き続いて実施されるものである。 乳幼児健康診査においては、健診受診者の支援の必要性を把握するとともに、未受診者を必要な支援につなげることで、すべての親子に必要な支援を届けることができるものである。 乳幼児健康診査を子どもに受けさせていない家庭は、受けさせている家庭よりも虐待リスクが高いことが指摘されてる。未受診家庭の把握を通じて、虐待予防のための支援につなげることが重要であるため、未受診率を指標として設定した。目標値については、健やか親子21(第2次)について令和元年8月に中間評価を行った際に、既に最終評価目標を達成していた3歳児については、更なる向上を目指し、1歳6か月児の目標である3.0%を目指すこととされたため、見直し後の目標を令和6年度の目標値として設定した。また、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。なお、令和2年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】  (参考) 平成27年度実績 3～5か月児:4.4%、1歳6か月児:4.3%、3歳児:5.7% 平成28年度実績 3～5か月児:4.4%、1歳6か月児:3.6%、3歳児:4.9%	
	1歳6か月児 5.6%		1歳6か月児 3.0%		1歳6か月児 4.0%	1歳6か月児 3.8%				
	3歳児 8.1%		3歳児 3.0%		3歳児 6.0%	3歳児 5.4%				

達成手段2	予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
	平成30年度	令和元年度				
(7) 妊娠・出産包括支援事業 (平成26年度)	36.3億円 (11.3億円)	38.0億円 (14.2億円)	59.8億円	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦等に対して心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かい支援を行うための事業を実施することにより、子育て世帯の安心感を醸成することを目的としている。</li> <li>・ 具体的には以下の事業を実施している。               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)市町村事業                   <ul style="list-style-type: none"> <li>①産前・産後サポート事業 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門家や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。</li> <li>②産後ケア事業 母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する「宿泊型」や、日中のサービスを行う「デイサービス型」、訪問型のサービスを実施する「アウトリーチ型」に分かれる。</li> <li>③妊娠・出産包括支援緊急整備事業 産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の実施場所の修繕費を補助する。</li> <li>④子育て世代包括支援センター開設準備事業 子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行う。</li> </ul> </li> <li>(2)都道府県事業(妊娠・出産包括支援推進事業) 都道府県が人材育成のため研修を行う等、市町村に対し妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備する。</li> </ul> </li> </ul>	684
(8) 産婦健康診査事業 (平成29年度)	12.1億円 (12.1億円)	12.7億円 (17.1億円)	18.3億円	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することを目的としている。</li> </ul>	690
(9) 子ども・子育て支援交付金	1,188億円の内数	1,303億円の内数	1,619億円の内数	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代包括支援センターの運営費について、地域子ども・子育て支援事業の中の利用者支援事業(母子保健型)において補助をしている。</li> <li>乳児全戸訪問事業や養育支援訪問事業の運営費について、子ども・子育て支援交付金において補助をしている。</li> <li>上記のように運営費の補助を行うことで、同センターの設置や各事業の実施を促進する効果があると見込んでいる。</li> </ul>	- (内閣府予算)

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値					
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑧ 里親等委託の実施(委託率) (アウトカム)	10%	平成20年度	3歳未満児 75%	令和6年度	-	-	-	-	-	<p>「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の中で、国においては、「概ね7年以内(令和8(2026)年度まで)(3歳未満は概ね5年以内(令和6(2024)年度まで))に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内(令和11(2029)年度まで)に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進するとされている。虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちも、里親等の家庭と同様の養育環境において継続的に養育されることが重要であることから、指標として選定している。</p> <p>なお、各区分ともに、目標年に向け社会的機運を高めながら施策を推進するものであり、目標年度以外においては目標値を設定することが困難である。そのため、令和3年度において、令和2年度実績を評価する際には、各区分ともに、目標年度における目標値への達成に向けた進捗状況をもって、評価を行うこととする。</p>
			乳幼児 75%	令和8年度						
			学童期以降 50%	令和11年度	19.7%	20.5%	集計中(令和3年1月頃公表予定)			
9 特別養子縁組の成立件数 (アウトカム)	616件	平成29年	年間 1,000件	令和6年度	-	-	-	-	-	<p>「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)の中で、特別養子縁組制度のより一層の活用を検討を促していく観点から、概ね5年以内(令和6(2024)年度)に年間1,000人以上の縁組成立を目指すとしている。虐待等、様々な事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちも、特別養子縁組を含めた家庭と同様の養育環境において継続的に養育されることが重要であることから、指標として選定している。実績値:616件(平成29年度末現在)</p> <p>なお、目標年に向け社会的機運を高めながら施策を推進するものであり、目標年度以外においては目標値を設定することが困難である。そのため、令和3年度において、令和2年度実績を評価する際には、目標年度における目標値への達成に向けた進捗状況をもって、評価を行うこととする。</p>
					616件	624件	711件			

達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度 度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年 度	令和元年度				
(10)	児童福祉施設整備費 (平成17年度)	75億円 (72億円)	81億円 (74億円)	281億円	—	児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図るものである。	664
(11)	児童保護費等負担金 (昭和23年度)	1,266億円 (1,174億円)	1,317億円 (1,220億円)	1,355億円	8.9	虐待を受けて児童養護施設等に入所する児童や里親に委託された児童等の早期家庭復帰及び社会的自立を支援するため、施設に入所する被措置児童等に要する費用として都道府県等が支弁する経費に対し国がその2分の1を負担する。小規模グループによるケアや地域小規模児童養護を推進している児童養護施設等には職員を加配することにより、施設の小規模化を促進し、子どもに対する支援の質の向上を図るものである。	668
(12)	要保護児童対策費の共通経費 (一)	0.06億円 (0.06億円)	0.06億円 (0.06億円)	0.06億円	—	要保護児童の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出することにより、虐待等を受けた子ども等に対する自治体による支援の充実を図るものである。	671
(13)	保健福祉調査委託費 (平成20年度)	0.4億円 (0.3億円)	0.7億円 (0.4億円)	0.7億円	—	施設内で行われているケアの現状について、詳細な調査・分析を行い、その成果を児童養護施設等の児童福祉施設や婦人相談所等で活用してもらうことにより、保護及び支援の充実を図るものである。	672
(14)	国立児童自立支援施設の運営に必要な経費 (昭和元年度以前)	1.4億円 (1.3億円)	1.4億円 (1.3億円)	1.5億円	—	厚生労働省組織令に基づき設置されている国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院及び国立きぬ川学院)の運営及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所の運営に必要な経費であり、児童の自立支援及び全国の児童自立支援施設職員の養成等に資するものである。	675
(15)	国立児童自立支援施設施設整備事業 (平成29年度)	0億円 (0億円)	0.7億円 (0.7億円)	0.5億円	—	国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院及び国立きぬ川学院)及び国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所に必要な施設整備を行うものである。	678
(16)	里親制度等広報啓発事業 (平成28年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.7億円 (0.7億円)	0.8億円	—	児童相談所より委託を受けて社会的養護が必要な子どもの養育を行う里親制度・特別養子縁組制度について、民間等のノウハウを活用し、ポスター・リーフレットの作成やテレビ・新聞などマスメディアを活用するなど広報啓発を行い、里親制度・特別養子縁組制度の普及を図ることにより、里親への委託等を推進するものである。	676
(17)	養子縁組民間あっせん機関職員研修事業 (平成30年度)	0.2億円 (0億円)	0.2億円 (0.1億円)	0.2億円	—	民間養子縁組あっせん機関において養子縁組あっせんの業務に従事する者には、実父母と養親希望者の事情を考慮し、子どもの最善の利益を見通す専門性が求められることから、民間養子縁組あっせん機関の職員等が受講する研修事業を実施することにより、職員の人材育成を図るものである。	679
(18)	里親養育包括支援(フォスタリング)機関職員研修事業 (令和元年度)	—	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	—	里親養育包括支援(フォスタリング)業務においては、里親の広報・リクルート及びアセスメント、里親に対する研修、里親養育への支援などがあり、それらの業務を担う職員の十分な専門性と、支援を遂行するための資質・能力が求められることから、フォスタリング業務を担う職員が受講する研修事業を実施することにより、フォスタリング業務に従事する者の資質向上を図るものである。	681
(19)	社会的養護出身者ネットワーク形成事業 (令和2年度)	—	—	0.1億円	—	自立支援に関する啓発を行うとともに、支援団体や当事者団体の周知等を行うことで、児童養護施設の退所者等の孤立化を防止し、自立に向けた継続した支援体制の構築を図るものである。	新02-062
(1)	児童虐待・DV対策等総合支援事業 (平成17年度)(再掲)	189億円 (84億円)	169億円	245.9億円	8.9	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスタリング)事業、⑩里親への委託前養育等支援事業、⑪乳児院等多機能化推進事業、⑫児童養護施設等体制強化事業、⑬養子縁組民間あっせん機関助成事業、⑭婦人相談員活動強化事業、⑮売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑯DV被害者等自立生活援助モデル事業、⑰若年被害女性等支援モデル事業	670

達成目標4について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値 基準年度		目標値 目標年度		年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値						
						平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
⑩	配偶者からの暴力被害者の来所相談件数(アウトプット)	32,281件	平成29年度	前年度以上	毎年度	前年度(32,403件)以上	前年度(32,281件)以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	DV被害者支援における相談体制の整備は、DV被害の潜在化を防止するとともに、DV被害者に対する効果的な支援につなげることが重要であり、第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月)において、「相談しやすい体制等の整備」が盛り込まれている。「配偶者からの暴力被害者からの来所相談件数」の増加は、DV被害者への支援体制(相談しやすい体制)強化への取組に一定の成果を示すものであるため、指標として選定し、前年度実績を上回ることを目標としている。(参考)33,901件(平成27年度)、32,403件(平成28年度)	
達成手段4		予算額(執行額)		令和2年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号	
		平成30年度	令和元年度	予算額								
(20)	婦人保護事業費補助金(昭和22年度)	13億円(11億円)	13億円(11億円)	14億円	—	売春防止法に基づく要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行うことにより、支援の実施、体制の整備等の促進を図るものである。					665	
(21)	婦人相談所運営費負担金(平成14年度)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円(0.2億円)	0.2億円	—	都道府県域内での要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移動等を都道府県が行う場合に要する経費を負担することにより、相談、保護及び支援体制の整備の促進を図るものである。					666	
(22)	婦人保護事業費負担金(昭和31年度)	10億円(9億円)	9億円(9億円)	9億円	—	売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行うことにより、保護体制の整備の促進を図るものである。					667	
(1)	児童虐待・DV対策等総合支援事業(平成17年度)(再掲)	170億円(84億円)	185億円(101億円)	245.9億円	10	地方公共団体が次の事業を実施する場合に要する経費の補助を行うことにより、虐待等を受けた子ども等に対する支援の充実を図るものである。 ①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親養育包括支援(フォスターリング)事業、⑩里親への委託前養育等支援事業、⑪乳児院等多機能化推進事業、⑫児童養護施設等体制強化事業、⑬養子縁組民間あつせん機関助成事業、⑭婦人相談員活動強化事業、⑮売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑯DV被害者等自立生活援助モデル事業、⑰若年被害女性等支援モデル事業					670	
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度				令和元年度				令和2年度	政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		292,835,406 (272,120,904)				320,625,226 (278,739,215)				363,316,379		
施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
<b>施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)</b> ①「世界一安全な日本」創造戦略(犯罪対策閣僚会議決定) ②「少子化社会対策大綱」(閣議決定) ③すくすくサポートプロジェクト(子どもの貧困対策会議決定) ④第4次男女共同参画基本計画(閣議決定) ⑤第3次犯罪被害者等基本計画(閣議決定) ⑥ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定) ⑦自殺総合対策大綱(閣議決定) ⑧児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑨「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑩児童虐待防止対策の抜本的強化について(児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議) ⑪「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第46号) ⑫第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説						①平成25年12月10日 ②平成27年3月20日 ③平成27年12月21日 ④平成27年12月25日 ⑤平成28年4月1日 ⑥平成28年6月2日 ⑦平成29年7月25日 ⑧平成30年7月20日 ⑨平成31年2月8日 ⑩平成31年3月19日 ⑪令和元年6月19日 ⑫令和2年1月20日			①Ⅲ5(1)③ 児童虐待対策の推進 ② 5年間を目途(平成31年度)として、児童虐待防止対策の推進に関連して、以下の数値目標を目指すこととしています。 ・個別対応できる児童相談所一時保護所の環境改善を全都道府県・指定都市・児童相談所設置市で実施する ・小規模グループケアのか所数 1,870か所 ・地域小規模児童養護施設のか所数 390か所 ・里親等委託率 22% ③Ⅲ 児童虐待防止対策強化プロジェクト ④Ⅱ 第7分野 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり ⑤Ⅴ第2 2(9) 児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等 ⑥3. (2) すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備 ⑦7. (12) 児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援 ⑧児童虐待防止対策の強化に向けて「緊急に実施する重点施策」「児童虐待防止のための総合対策」を取りまとめた。 ⑨「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に係る事項について緊急点検を実施し、抜本的な体制強化を図る。 ⑩児童虐待防止対策のための制度改正や、これまでの取組の実施について改めて徹底するとともに、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図る。 ⑪児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の必要の措置を講ずる。 ⑫来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置する。			

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省2(VII-3-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p>施策目標名(政策体系上の位置付け)</p>	<p>母子保健衛生対策の充実及び旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の円滑な支給を図ること(施策目標VII-3-1) 基本目標VII:安心して子どもを産み育てるなどを可能にする社会づくりを推進すること 施策大目標3:母子保健衛生対策の充実を図ること</p>	<p>担当 部局名</p>	<p>子ども家庭局母子保健課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>子ども家庭局母子保健課長 小林 秀幸</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>・本施策は、妊産婦、乳幼児の安全の確保及び健康の増進に資することを目的として、母子保健法等に基づき、各種相談・健康の保持・増進に関する事業を実施するものである。</p> <p>・旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律(平成31年法律第14号)」に基づく一時金を支給するもの。</p> <p>・このほか、新型コロナウイルス感染症対策として以下を実施している。 ①妊産婦等への支援の強化 ②乳幼児健康診査を集団健診から個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担軽減 ③産後ケア事業での新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、都道府県等が施設等へ配付する消毒用エタノール等の一括購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発、多床室の個室化に要する改修等に必要な費用への財政的支援</p>								
<p>施策実現のための背景・課題</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="510 695 617 821">1</td> <td data-bbox="617 695 2798 821"> <p>・地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。 ・より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。 ・このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、平成31年4月1日時点で983市町村にとどまり、令和2年度末までの全国展開を目指す上で、設置している自治体数は課題となっている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 821 617 982">2</td> <td data-bbox="617 821 2798 982"> <p>・産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とする産婦に対しては適切なケア等を実施する必要がある。 ・このようなことから、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において助産師等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、退院直後の母子の心身のケアを行う「産後ケア事業」、産婦健康診査事業の推進を図っており、全国の市区町村でこれらが積極的に実施される必要がある。 ・令和元年に議員立法により、産後ケア事業の法制化を内容とする「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)が成立し、公布された。同法の趣旨を踏まえ、「産後ケア事業」をさらに推進する必要がある。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 982 617 1192">3</td> <td data-bbox="617 982 2798 1192"> <p>・近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2017(平成29)年には、体外受精は44万8,210件行われ、同年の体外受精により生まれた子どもの数は5万6,617人にのぼる。2017年の出生数は94万6,065人で、体外受精で生まれた子どもの割合は総出生数のうち5.98%となっている。 ・不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、友人など親しい人にも打ち明けづらい場合があり、妊娠・出産に効果的とする治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩みの原因の1つとなっている。 ・このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供を基本的な業務とし、自治体によっては、不妊に悩む当事者や経験者が集まり、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学ぶ講演会等を実施する、「不妊専門相談センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、令和元年7月1日時点で76箇所にとどまり、全都道府県、指定都市、中核市における配置を目指す上で、課題となっている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 1192 617 1268">4</td> <td data-bbox="617 1192 2798 1268"> <p>平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が委員長提案で提出され、同月に全会一致で成立した。同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要がある。</p> </td> </tr> </table>	1	<p>・地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。 ・より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。 ・このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、平成31年4月1日時点で983市町村にとどまり、令和2年度末までの全国展開を目指す上で、設置している自治体数は課題となっている。</p>	2	<p>・産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とする産婦に対しては適切なケア等を実施する必要がある。 ・このようなことから、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において助産師等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、退院直後の母子の心身のケアを行う「産後ケア事業」、産婦健康診査事業の推進を図っており、全国の市区町村でこれらが積極的に実施される必要がある。 ・令和元年に議員立法により、産後ケア事業の法制化を内容とする「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)が成立し、公布された。同法の趣旨を踏まえ、「産後ケア事業」をさらに推進する必要がある。</p>	3	<p>・近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2017(平成29)年には、体外受精は44万8,210件行われ、同年の体外受精により生まれた子どもの数は5万6,617人にのぼる。2017年の出生数は94万6,065人で、体外受精で生まれた子どもの割合は総出生数のうち5.98%となっている。 ・不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、友人など親しい人にも打ち明けづらい場合があり、妊娠・出産に効果的とする治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩みの原因の1つとなっている。 ・このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供を基本的な業務とし、自治体によっては、不妊に悩む当事者や経験者が集まり、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学ぶ講演会等を実施する、「不妊専門相談センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、令和元年7月1日時点で76箇所にとどまり、全都道府県、指定都市、中核市における配置を目指す上で、課題となっている。</p>	4	<p>平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が委員長提案で提出され、同月に全会一致で成立した。同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要がある。</p>
1	<p>・地域のつながりの希薄化等から、地域において妊産婦の方やその家族を支える力が弱くなっているとの指摘がある。 ・より身近な場で妊産婦等を支える仕組みが必要であることから、妊娠・出産を経て子育て期にわたるまでの切れ目のない支援の強化を図っていくことが重要である。 ・このため、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、平成31年4月1日時点で983市町村にとどまり、令和2年度末までの全国展開を目指す上で、設置している自治体数は課題となっている。</p>								
2	<p>・産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査の実施により支援を必要とする産婦を早期に把握し、支援を必要とする産婦に対しては適切なケア等を実施する必要がある。 ・このようなことから、特に支援が必要とされる産前・産後の時期において助産師等による相談支援を行う「産前・産後サポート事業」、退院直後の母子の心身のケアを行う「産後ケア事業」、産婦健康診査事業の推進を図っており、全国の市区町村でこれらが積極的に実施される必要がある。 ・令和元年に議員立法により、産後ケア事業の法制化を内容とする「母子保健法の一部を改正する法律」(令和元年法律第69号)が成立し、公布された。同法の趣旨を踏まえ、「産後ケア事業」をさらに推進する必要がある。</p>								
3	<p>・近年の晩婚化や初産年齢の上昇などを背景に不妊治療を受ける者が増加している。2017(平成29)年には、体外受精は44万8,210件行われ、同年の体外受精により生まれた子どもの数は5万6,617人にのぼる。2017年の出生数は94万6,065人で、体外受精で生まれた子どもの割合は総出生数のうち5.98%となっている。 ・不妊治療の過程では、身体的負担や精神的な苦痛を伴うこともあるが、これらの悩みは家族、友人など親しい人にも打ち明けづらい場合があり、妊娠・出産に効果的とする治療等の情報が氾濫していることも、不妊に関する悩みの原因の1つとなっている。 ・このため、無料で利用することができ、電話や面接の相談対応や不妊治療に関する情報提供を基本的な業務とし、自治体によっては、不妊に悩む当事者や経験者が集まり、思いを語り合う交流会や最新の不妊治療について学ぶ講演会等を実施する、「不妊専門相談センター」の設置を進めている。 ・同センターを設置している自治体数は、令和元年7月1日時点で76箇所にとどまり、全都道府県、指定都市、中核市における配置を目指す上で、課題となっている。</p>								
4	<p>平成31年に議員立法である「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が委員長提案で提出され、同月に全会一致で成立した。同法を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要がある。</p>								
<p>各課題に対応した達成目標</p>	<p>達成目標/課題との対応関係</p>		<p>達成目標の設定理由</p>						
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>令和2年度末までに子育て世代包括支援センターを全国展開すること</p>		<p>子育て世代包括支援センターは、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関と連絡調整するなどして、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する役割を担っている。これによって、育児不安や虐待の予防に寄与することができる。ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和2年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。</p>						
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>産前・産後の支援を強化すること</p>		<p>地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、特に妊娠期や出産前後は、出産や子育てに不安を感じやすい時期の支援を強化することで、地域において妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制を整備することに資すると考えられる。</p>						
<p>目標3 (課題3)</p>	<p>不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置すること</p>		<p>不妊専門相談センターは、不妊に関する医学的な相談や、不妊による心の悩みの相談等を行っており、この配置を進めることで、不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制が構築され、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることができると期待される。ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度末までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置するとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。令和2年度においては、全都道府県において、不妊専門相談支援センターが設置されているため、引き続き、指定都市、中核市への配置を促していく。</p>						
<p>目標4 (課題4)</p>	<p>「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づく一時金の円滑な支給</p>		<p>平成31年4月に委員長提案で提出された議員立法であり、同月に全会一致で成立した「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」を所管する厚生労働省として、同法に基づく一時金の支給を円滑に行う必要があるため。</p>						

達成目標1について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	令和2年度 予算額			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
					平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値			
① 子育て世代包括支援センターの整備数(アウトプット)	-	-	全国展開	令和2年度末	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開 (1,741市区町村)	全国展開	-	ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、平成32年度末までに子育て世代包括支援センターの全国展開を目指すとの目標が掲げられていることを踏まえ、当該目標を設定した。 (参考)設置箇所数:296市区町村(720箇所) ※平成28年4月1日時点	
達成手段1		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
平成30年度	令和元年度	令和2年度 予算額						令和2年行政事業レビュー事業番号			
(1) 妊娠・出産包括支援事業(平成26年度)	36.3億円 (11.3億円)	38.0億円 (14.2億円)	59.8億円	1	子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業) 令和2年度予算案 1,453億円の内数					684	
達成目標2について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	令和2年度 予算額			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
					平成30年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値			
② 妊娠・出産について満足している者の割合(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野11】	63.7%	平成25年度	85.0%	令和6年度	-	-	70.0%	73.0%	-	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、出産施設退院後、より支援の重点化を行うため、この指標を設定した。 目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIIは、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIIと同じ指標を測定指標として設定】 なお、令和2年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。	
3 妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合(アウトカム)	43.0%	平成25年度	100.0%	令和6年度	-	-	75.0%	80.0%	-	地域のつながりの希薄化等により、妊産婦・母親の孤立感や負担感が高まっている中で、周産期メンタルヘルスの取組を行うため、この指標を設定した。 目標値については、健やか親子21(第2次)において、令和6年度の目標値として設定した。なお、令和元年度の目標値欄の記載は、令和6年度の目標値を達成するために設定した目安値である。 なお、令和2年度の目標値については、健やか親子21(第2次)においては定めていないが、令和元年度の目安値と令和6年度の目標値の差を考慮し、便宜的に算出したものである。	
達成手段2		予算額(執行額)		令和2年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
平成30年度	令和元年度	令和2年度 予算額						令和2年行政事業レビュー事業番号			
(2) 産婦健康診査事業(平成29年度)	12.1億円 (12.1億円)	17.1億円 (17.1億円)	18.3億円	2	・退院直後の母子に対して心身のケア等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する観点から、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(産後の母体の回復や産婦の精神状態等の診察)の重要性が指摘されている。このため、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を整備することを目的としている。					690	
(3) 妊娠・出産包括支援事業(再掲)(平成26年度)	36.3億円 (11.3億円)	38.0億円 (14.2億円)	59.8億円	2.3	①子育て世代包括支援センター開設準備事業 子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行うもの。これにより、同センターの設置が促進され、妊産婦等に対する各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。 (参考)子育て世代包括支援センターの運営に係る経費(内閣府予算) ・子ども子育て支援交付金(利用者支援事業) 令和2年度予算案 1,453億円の内数 ②産前・産後サポート事業 家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門会や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。 ③産後ケア事業 母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する「宿泊型」や、日中のサービスを行う「デイサービス型」、訪問型のサービスを実施する「アウトリーチ型」に分かれる。 これらの事業により、妊産婦に対する心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かな支援の実施が促され、子育て世帯の安心感を醸成する効果があると見込んでいる。					684	

(4)	母子保健情報の利活用に係るシステム改修事業 (令和元年度)	-	10.3億円 (10.3億円)	1.6億円	2.3	「未来投資戦略2018」(平成30年6月閣議決定)において、「個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)について、令和2年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す」とされており、令和2年度からの本格稼働を目指し、乳幼児健診の受診の有無等を電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診や妊婦健診等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築するもの。  市町村で実施している妊婦健診や乳幼児健診の健診項目のうち、標準的な電子的記録様式として定める項目について、データ標準レイアウトの改訂を行い、当該改訂に伴う市町村のシステムの改修経費について補助する。	693
(5)	新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦総合対策事業 (令和2年度)	-	-	163.4億円	-	新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活している状況にある。とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられる可能性があることから、メンタルヘルス上の影響や親子の愛着形成の障害などが懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱え日常生活に支障を来す妊婦も存在する。 このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。  ・ 新型コロナに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施。 ・ 不安を抱える妊婦に対する分娩前の新型コロナウイル検査の費用を補助 ・ オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員員の費用を補助 ・ 里帰り出産が困難な妊産婦に、育児支援サービスを提供する。	新02-0065
(6)	乳幼児健康診査個別実施支援事業 (令和2年度)	-	-	14.1億円	-	新型コロナウイルスの感染拡大の状況を踏まえ、密閉空間・密集場所・密接場面を避けるために、乳幼児健康診査を集団健診から、個別の医療機関等へ健診を受けに行く個別健診へ切り替えた場合に生じる市区町村の負担を軽減する。  具体的には、乳幼児健康診査のうち、3～4か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診を集団健診で実施していたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、個別の医療機関等へ委託し、子ども1人1人が医療機関へ健診を受診する個別健診へ切り替える。	新02-0066

達成目標3について											
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
④	不妊専門相談センターを配置する自治体数(アウトプット)	-	-	全都道府県・指定都市・中核市	令和2年度	全都道府県・指定都市・中核市(115件)	全都道府県・指定都市・中核市(121件)	全都道府県・指定都市・中核市(125件)	全都道府県・指定都市・中核市	-	ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)等において、令和元年度までに不妊専門相談センターを全都道府県、指定都市、中核市に配置するとの目標が掲げられている。しかし、令和2年度においては、全都道府県において、不妊専門相談支援センターが設置されており、引き続き、指定都市、中核市への配置を促していくため、当該目標を設定した。  (参考)平成27年度設置自治体数:63件、平成28年度設置自治体数:65件
達成手段3		予算額(執行額)		令和2年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	予算額							
(7)	生涯を通じた女性の健康支援事業 (平成8年度)	3.0億円 (1.6億円)	2.5億円 (2.0億円)	15.5億円	4	不妊専門相談センター事業では、不妊や不育症について悩む夫婦等に対し医学的な相談や心の悩み等について相談指導等を実施している。これにより、不妊や不育症について気軽に相談できる体制を確立するとともに、その課題に対応するための適切な体制を構築することに資するものである。					685

達成目標4について											
測定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					年度ごとの実績値						
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
-	-	-	-	-	/	/	-	-	-	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、達成すべき水準としての測定指標を設定することはなじまないため、参考指標を記載している。	
(参考)指標					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度		
5	一時金の支給件数				/	/	476	/	/	「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給する事業であるため、支給件数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
達成手段4		予算額(執行額)		令和2年度	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					令和2年行政事業レビュー事業番号
		平成30年度	令和元年度	予算額							
(8)	旧優生保護一時金支給諸費 (令和2年度)	-	-	5.2億円	5	平成31年度予備費において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」に基づき一時金を支給するために必要な経費を計上。 (平成31年4月26日 予備費使用 閣議決定 126億円)					964
施策の予算額(執行額)(千円)		平成30年度			令和元年度			令和2年度		政策評価実施予定時期(評価予定表)	令和3年度
		21,465,141 (16,108,456)			23,148,749 (17,703,486)			26,679,620			

	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
<p>施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>少子化社会対策大綱(閣議決定)</p>	<p>平成27年3月20日</p>	<p>IVきめ細やかな少子化対策の推進 (1)結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じ、一人一人を支援する。 (妊娠・出産)</p>
	<p>すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト(子どもの貧困対策会議決定)</p>	<p>平成27年12月21日</p>	<p>Ⅲ児童虐待防止対策強化プロジェクト 1児童虐待の発生予防 ①妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援</p>
	<p>ニッポン一億総活躍プラン(閣議決定)</p>	<p>平成28年6月2日</p>	<p>「希望出生率1.8」に向けた取組の方向 (5)若者・子育て世帯への支援</p>
	<p>まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改定版)(閣議決定)</p>	<p>平成28年12月12日</p>	<p>3政策パッケージ (3)若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる (ウ)出産・子育て支援 【主な施策】①妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援(「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の提供体制の確保)</p>
	<p>第二百一回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>令和2年1月20日</p>	<p>来年春までに、子育て世代包括支援センターを全ての市町村に設置する。</p>